

令和6年

# 文教委員会会議録

とき 令和6年7月2日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年7月2日(月) 午前10時00分～午後2時05分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき  
委員 西村直子 委員 西村直子  
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ  
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長  
船 木 庶 務 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長  
柏 木 学 務 課 長 中 谷 指 導 課 長  
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長  
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長  
原児童相談所担当部長 藤村子ども育成課長  
柴田子ども施策連携担当課長 長谷川児童相談課長  
金子一時保護担当課長 芝野保育入園調整課長  
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長  
中島保育施設運営課長 佐藤(裕)保育事業担当課長

○午前10時00分開会

## ○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日の予定ですが、昨日の委員会で確認しましたとおり、その他で所管質問が加わりましたことから、皆様の机の上に改めて審査・調査予定表を配付させていただきました。改めて本日の予定ですけれども、審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、および、その他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

### 1 報告事項

(1) 学校改築の進捗について

## ○こんの委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)学校改築の進捗についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○荒木学校施設担当課長

では私から、学校改築の進捗についてご説明いたします。A3・横使いの資料をご覧ください。令和6年7月現在、小学校6校、中学校1校の改築を進めております。

資料の左上をご覧ください。浜川小学校では現在、既存校舎の解体工事を進めており、令和7年7月に、外構を含め、全ての工事が完了する予定です。

その下、第四日野小学校では現在、体育館棟の躯体工事を進めており、令和7年7月に体育館棟が完成する予定です。

その下、浜川中学校では現在、既存校舎の解体工事を進めており、令和8年7月に校舎棟が完成する予定です。

右上に行きまして、城南第二小学校では現在、校舎棟の躯体工事を進めており、令和7年7月に校舎棟が完成する予定です。

その下、源氏前小学校では、昨日の総務委員会にて改築工事の契約議案が審査され、原案を可決いただきました。今後、令和6年8月から工事に着手し、令和8年度に校舎棟1期が完成する予定です。

その下、鈴ヶ森小学校では、基本設計がまとまり、実施設計に着手しております。なお、本校については、前回委員会でご説明した事務事業概要記載のスケジュールより一部変更しております。具体的には下線部のところでございます。仮設校舎の建設工事着手時期ですが、令和6年12月予定としていたところを令和7年6月に改めております。変更の理由といたしましては、能登半島地震の復興対応や建設業の働き方改革を受けて、急速に人手不足が進んだことにより、当初予定での着手が困難になったためでございます。

その下、浅間台小学校では、プロポーザルの結果、設計委託業者を選定し、現在、基本設計に着手いたしました。

最後に東海中学校では、今後の改築の準備として敷地測量に着手いたしました。

続いて、これらの学校の中から、源氏前小学校と鈴ヶ森小学校について、それぞれ計画概要をご説明

いたします。

では1枚おめくりいただきまして、源氏前小学校でございます。左上には完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。構造や階数、面積など、建物概要はその下にお示ししているとおりです。教室数は、普通教室18室に多目的教室が6室の、合計24室で計画しております。その下、計画のコンセプトは1から4のとおりでございます。

資料の中央上、配置図兼1階平面図をご覧ください。図面上側が北になります。南門が面している南側道路が、荏原町商店街である三間通りで、正門が面している東側道路から250メートルほど北側に東急大井町線中延駅がございます。敷地南側に校舎を配置し、北側に人工芝のグラウンドを配置します。校舎1階には、保健室、職員室、特別支援教室、和室、給食室や多目的ホールなどを配置します。

続いて右側の平面図をご覧ください。下から2階平面図です。普通教室を南側に配置し、西側に体育館、北側にメディアセンター、多目的室を配置します。その上、3階は、普通教室と理科室、音楽室を配置します。その上、4階は、普通教室と家庭科室、図工室を配置します。その上の5階はプールとプール諸室を配置します。

最後に資料中央下、建て替え計画でございます。現在、一番左のSTEP1、既存プール解体が完了しております。今年8月にSTEP2、体育館を含む新校舎一期工事に着手します。完成した新校舎に引っ越した後、STEP3では既存校舎本体を解体します。STEP4で残りの新校舎を建設し、STEP5でグラウンドを整備し、工事完了でございます。なお、工事期間中の運動スペースとして、体育館は新旧いずれかを使用する計画です。屋外運動場については、既存校舎の屋上を活用するほか、仮グラウンドを確保する計画です。

以上が、源氏前小学校の計画概要でございます。

1枚おめくりいただきまして、鈴ヶ森小学校でございます。左上には完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。構造や階数、面積など、建物概要はその下にお示ししているとおりです。教室数は、普通教室28室に多目的教室が6室の、合計34室で計画しております。また、特別支援学級は3室、新設いたします。その下、計画のコンセプトは1から4のとおりでございます。

資料の中央部、配置図兼1階平面図をご覧ください。こちらも図面上側が北になります。南側道路を挟んで向かい側が区立鈴ヶ森公園です。東側1街区先に第一京浜国道、西側1街区先には桜新道が走っています。源氏前小学校同様、敷地の南側に校舎を配置し、敷地北側に人工芝のグラウンドを配置します。校舎1階には、保健室、職員室、給食室や多目的ホールのほか、南側の一部に普通教室を配置します。

続いて、右側の平面図をご覧ください。下から2階平面図です。南側に普通教室、特別支援学級を、北側に普通教室、特別支援教室を配置し、東側には体育館、中央には2層にわたるメディアセンターを配置します。その上、3階は、普通教室が中心のフロアとなり、中央のメディアセンターは専用階段で上下階をつなぎます。4階も同様に、普通教室中心の配置構成です。その上、5階平面図です。7室の特別教室と、その準備室や倉庫に加えて、西側に、屋外学習などに利用できるテラスを計画します。東側は、プールとプール諸室を配置します。

最後に、資料中央下、建て替え計画でございます。ステップ1をご覧ください。グレーの部分が既存校舎になります。コの字形に、既存校舎、体育館、プールが配置されており、まず校庭の一部に仮設校舎を建設します。ステップ2では仮設校舎の利用を開始し、南側の既存校舎、体育館、プールを解体します。ステップ3、解体後のスペースに新校舎を建設します。ステップ4では新校舎の利用を開始し、

仮設校舎と残りの既存校舎を順次解体していきます。最後のステップ6においてグラウンドを整備して工事完了です。なお、工事期間中の運動スペースとして、ステップ2・3では仮設体育館、ステップ4以降は新体育館を使用する計画です。屋外運動場については、既存校舎屋上の活用や仮グラウンドを確保する計画です。

最後になりますが、鈴ヶ森小学校につきましては、基本設計完了段階の内容でございます。現在進めている実施設計の中で多少変更が生じる可能性があることをご承知おきください。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。これだけの多くの学校が改築期を迎えて、これは数年間、もうずっと続いていますけれども、順調にいらっしゃるのかなと思うのですけれども、幾つかお聞きします。

鈴ヶ森小学校は仮設校舎が、いわゆる敷地内に建設できるということですが、そのほか、私の地元である城南第二小学校を含めて、つまり仮設校舎ができない学校もあるというところで、いわゆる、居ながら工事、今の学びやで教育を受けながら改築工事をするということになっているのですけれども、前にも議会質問で、これは要望としてお問合せをしたことがあるのですが、仮設校舎を建てることのできる・できないという条件は何なのかという部分と、仮設校舎を建てた場合のメリット、あと工期が短くなるのか長くなるのか、その辺りを教えてください。でも、鈴ヶ森小学校の工期を見ると5年間ぐらい、令和8年度から着工して、最後まで外構工事も含めると令和13年度までかかるというふうになっていますけれども、これは通常の工事と比べると短いのか長いのか、その辺りを教えてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

1点目の仮設校舎の建設条件でございます。こちら、仮設校舎を建設する際には当然、既存校舎を活用しながら、仮設校舎を建てますので、仮設校舎を建設するための広いグラウンドや用地が必要になってまいります。その上で、今回の鈴ヶ森小学校では比較的、既存のグラウンドが広いといった状況がございまして、仮設校舎を建設できる計画になっています。あと加えまして、今回、鈴ヶ森小学校の改築工事全体の期間中を通しまして児童数が増えるという状況がございまして、既存校舎だけではなかなか工事期間中にあふれてしまうといった状況が予想されますので、それを含め、既存校舎と仮設校舎を併用しながら、学級数にも対応していこうという計画を立てております。

2点目の鈴ヶ森小学校の工期に関しましては、仮設校舎を建てておりまして、1回で新校舎を建設するという点ではメリットはあるのですけれども、昨今の建設業界の働き方改革などによりまして、工事期間としては少し長めになっております。建物規模が小学校単体でも1万平米を超えてくるということで、その規模によるところと、あと建設業界の働き方改革というところを踏まえまして、少し期間が長めになっております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。

保護者、児童・生徒にとっては、当然、工期はなるべく短いほうがいい。特に小学校6年間のうち5年間工事ということになると、仮設校舎で長く過ごさなくてはならない。これは別に鈴ヶ森小学校に限った話ではなくて全部の学校の話なのですけれども、そういった中で、できるだけ仮設校舎の用地を取得して、今回みたいに広いグラウンドで、その中でできるとなれば一番いいのですけれども、今後は

基本的に、改築工事がこれからあるとすると、それは仮設校舎を建てられれば建てていくという、条件によっては建てられない、建てられないほうが多いのですけれどもということ、そういう方針でいいのかどうかということを確認させてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

今後の改築に際しましても、仮設校舎を建てられるのであればメリットはありますので、建てていくという予定で考えております。全く建てないということではなく、建てられるのであれば建てるということ考えております。

#### ○あくつ委員

それに関連して、今、働き方改革の話もありましたけれども、新庁舎もそうなのですが、物価高騰、今、資材の高騰ということが非常に言われていて、働き方改革で工期が延びれば、当然、予算もかかる。それだけ職人を確保しておかなければいけない。それは、建設業界も非常に大変だということ。それと物価高騰で、契約した当時と比べて、着工したときに、今、資材の価格、鉄、アルミといったものが、どんどん上がっている。高止まりしている状況だということ、下がったという話は聞かないのですけれども、新庁舎も400億円から560億円に、今のところはなっていますから、これはまた上がるかもしれないという状況の中で、これは令和4年のときに私どももそういった請願を受けまして、全会一致で、議会の議決を得た工事等の請負契約の契約金額の変更について、契約金額の5%以内のものについては専決処分をしていただいて結構ですと、議会側が逆に認めるというようなことも、少し異例ですが、やっていただいたということがありますが、現在、改築中の現場において、スライド条項等の適用が総務委員会等で見られますけれども、こうしたことのご相談というのは、教育委員会の御課に寄せられているのか。契約部署と学校施設担当に、こういったお話が来ているのかどうか、その部分を確認させてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

昨今の物価高騰に伴うインフレスライド対応というところだったかと思います。現状、着工しております、例えば城南第二小学校や浜川中学校といったところで、そういった協議は、事業者からこちらの庶務課に来ておりますので、その点に関してはしっかりと協議しまして、契約部署とも連携を図りながら、インフレスライド条項に対応していこうということで考えております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。これで最後にしますが、対応していただいているということでしたが、契約金額の5%以内については区長の専決処分です、あとは議会の事後承認ということで、我々は通年議会ではないものですから、基本的には年に4回しか定例会をやらないという中で、期間が決まっているところで、ただもう5%では資材の高騰が追いつかない。またあとは、先ほどおっしゃられたように、鈴ヶ森小学校も工期を長く取っているということでしたけれども、やはり、これから予算がどんどん上がっていく中で、そこは柔軟な対応を区には求めていきたい。当然、区民の税金ですから、国の税金も入っていますけれども、税金が多く投入されている、こうしたものは、適切に対応していただく必要があると思うのですけれども、今後の方針について教えてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

今後につきましても、業者から上がってくるもの、5%以内であれば当然、専決処分で対応しようと思いますし、仮にそれを超えたとしても、しっかりと議会にお諮りいたしまして、工事費の増額というところに対応していきたいと考えております。

## ○あくつ委員

私が何か業界寄りのような発言をしているように聞こえているかもしれませんが、やはり学校施設というのは、子どもの安全と安心を守る、常日頃365日、守っていただくとともに、これが避難施設になりますので、そこについては強固で堅牢なものを造っていただかなければいけないということは誰でも分かることだと思います。これをもし、何か協議の中でうまくいかなくて、そうすると、考えたくないことですが、開けてみたら、もともと定めていた仕様とは違うような形になっていたり、どこかでしわ寄せが来て、今までもそういうことは、やはりインフラでありましたので、そういったことが起きないように、しっかりと区民の命と安全を守る施設として、ぜひこれはそういったところも含めて検討というか、そういった方針をしっかりと立てていただきたいと思います。

## ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

## ○田中委員

学校改築に関連してなのですが、事務事業概要を見ますと、改革の推進ということで、老朽度や就学人口の動向等を踏まえ、学校改築を計画的に推進しますとはありますが、もう少し具体的にお伺いしたいのですが、全体的に、基本的には老朽度が主なかもしれませんが、また、この後出てくる城南小学校のような、近隣の人口の変化にも対応するということではありますが、もう少し具体的に、今ご報告いただいた1ページ目の、浜川小学校から浅間台小学校までずっとありますが、これは基本的には、要は建物の耐用年数から順番にここが選ばれていて、今後もそういう視点で、東海中学校以降の学校改築も、具体的にもう既にめどというか、こういうところはそろそろ改築しないといけないということが、もう既に視野に入っているのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

## ○荒木学校施設担当課長

改築校の順序というところでご質問があったかと思います。

委員がご指摘のとおり、現在、教育委員会では、改築の順序の決定に関しましては、施設の老朽度や就学人口の動向、あと地域バランスといったところを総合的に勘案して決定しております。本日の資料の1ページ目に関しましては、当然、各学校、施設の老朽化も進んでいるところではあるのですが、それ以上に就学人口が増えているといったところに対応している学校が多くなっております。今後につきましても、浅間台小学校も一部、就学人口が増えているというところで、既存校舎よりも教室数を確保して対応している面もございますし、これ以降につきましても、一旦は落ち着くだろうという予測もあるのですが、その辺りはしっかりと情報収集しながら、どこを次に改築計画に着手するかというところは決定していきたいと考えております。

## ○田中委員

そういう意味では、子どもの学び舎が安全な場所でなくてはいけませんし、老朽化に対してはしっかりと対応していただくと同時に、全体的にも品川区の人口は増えてきておりますので、今後の予測も含めて、また適切な対応をしていただく学校建築計画を推進していただきたいと思います。

先ほどの、あくつ委員の質疑に関連するのですが、専決処分5%の部分というのは、要は議決するいとまがなく、要は議決するに当たって、どうしても時間を要するので、そうすると工期に影響してしまうので、5%の範囲内であれば、議会の承認、事後承認はあるのですが、専決処分としてできるということではありますが、特に学校の場合は、どうしても長期の休み、夏休みという時間を有効に活用する工事の形態になってくると思うのですが、今までの事例の中で、議会側の提案からという理

由はありますが、5%であるがゆえに、例えば今回も少し工期が延びているような事例もありましたが、事業者側も含め、あと学校改築の視点から見て、5%ではなく、もう少し今日の物価高騰に対応する工期をしっかり確保するという視点で、5%という条件をもう少し広げていくことによって、工期がしっかり確保できたというような事例があったのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

専決処分の5%と、あとは工期の関係というご質問かと思えます。

こちらに関しましては、5%という条件を取ったからといって、特に工期が短くなるといったものではなくて、工期自体は、建物規模や建設労務といったところで日数が決まってくるので、当然、建設費の補填というところではインフレスライドは生きてくるのですけれども、建設工期自体には特に影響はないものと考えております。

#### ○田中委員

建設業者側からの声としては、もう少し広げてもらえるとしっかり対応できるという声も一部ありますが、そこは、では学校の建設に関しては、5%の中でしっかり対応していただいているということで受け止めます。

それと、学校の構造的な部分なのですが、2ページ・3ページ目の源氏前小学校と鈴ヶ森小学校を比較すると、プールの位置が、それぞれ屋上ではありますが、源氏前小学校だと屋根がないような形でプールが設置されていますが、一方で鈴ヶ森小学校は屋根がついているような形態になっておりますが、こういう違いというのは、これまでの学校改築の全体を見ると、プールが上から見えるようなものが大変多いのですけれども、屋根がついている・ついていないの違いというのはどういうところから来ているのか、お知らせください。

#### ○荒木学校施設担当課長

プールの屋根のある・なしのご質問だったかと思えます。

区の教育委員会といたしましては、学級数が30クラスを超えるような大規模な学校に関しては、プールに屋根をかけようということ考えております。この理由といたしましては、安定したプール事業の確保ということと、狭小敷地で運動スペース確保が難しくなりますので、プールの屋根をつけて、さらにプールを、可動床といまして、床が上下するような機構を備えましたので、プールのシーズン以外でも、プールの床を上上げて、その上に人工芝などのマットを敷くことによって第2のグラウンドとして活用できるようにということ考えております。実際にこれを導入したところは、浜川小学校と現在設計中の鈴ヶ森小学校でございます。

#### ○田中委員

分かりました。今まではプールはグラウンドと同じレベルのところ、それが屋上に上がることで、また有効にグラウンドを活用できるということも含め、また防水性も増しているということもあって、屋上、上部に造られる傾向にあるとは思ったのですが、それをまたさらに有効に活かすという視点からプール用地としてもグラウンドとしても時には使えるというようなことで、分かりました。

それで、あと学校の改築の経過の中で、仮設校舎も含め、また新校舎を造るということも含め、既存のグラウンドが有効な用地として使われる、逆に言えば学校の授業でグラウンドが使えなくなってしまう時間というのはどうしても出てきてしまうのですが、そういったときも一切、敷地内のグラウンド全てが建設に使われてしまうような学校の場合に、その間の体育の授業は、体育館というのものもあるのかもしれませんが、近隣のグラウンドの確保というのが、まず行われたのかどうか、そしてしっかり体育



の授業にも対応できるように確保されているのかというところを確認させてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

工事中のグラウンドでございますが、体育の授業もそうですし、運動会といった大きな行事になりますと当然必要になってきます。こういった際には、近隣の小学校等、学校間で連携しながら貸していただくといったような活用で確保しているという状況でございます。

#### ○田中委員

そういったときに、私はぜひ、区立の公園を区立の学校のために活かしていくべきだと思っております。具体的に言うと、しながわ中央公園のグラウンドは区立の公園ですので、区民の共有の財産ですので、学校区立の小・中学校の授業に優先的に、そういう場合は使うべきだと思っております。ただ現状は、特定の私立の学校が使っている傾向にあると思いますが、私はそこは大きな疑問を感じておりますので、ぜひそこは、区立の学校からもしながわ中央公園を使わせてほしいという声を上げてほしいと、これは答弁は求めませんので、期待を込めながら質疑は終わります。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。

鈴ヶ森小学校に、特別支援学級3学級のクラスをということで先ほどご説明があったのですけれども、お隣、浜川小学校に特別支援学級がありますけれども、こちらの支援学級を新たにするという予定だと思っておりますけれども、その背景と、これはお隣の浜川小学校の特別支援学級と同じ状況の特別支援学級なのかということで、これは特別支援の担当の方になるのかもしれませんが、区としての特別支援学級の設置の流れみたいなものをご説明いただければと思います。

#### ○唐澤特別支援教育担当課長

鈴ヶ森小学校の特別支援学級についてですが、今回、文教委員会でも就学相談の結果というのを挙げさせていただいておるのですが、年々、就学相談というものの対応が増えている現状がございます。就学人口も増えているのですが、特別支援学級の就学も増えておりますので、そういったことも踏まえながら、鈴ヶ森小学校に特別支援学級設置という形で考えておるところでございます。その学級種につきましては、しばらく期間もありますので、人口の推移を見ながら検討していくような形で考えております。

#### ○高橋（し）委員

すみません。では特別支援学級のあれは、情緒とかそういうのではなく、隣の浜川小学校と同じような形の特別支援学級になるのでしょうか。それもまだ計画なのですか。

#### ○唐澤特別支援教育担当課長

情緒の固定級についても、現在、宮前小学校が今年度から始まっておりますので、その推移を見ながら検討していくというような形になります。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。

それで、特別支援学級の学校の中における教室の位置の話なのですけれども、特別支援の担当の方のご意見とかそういう考え方が、どのように学校の設計の中に活かされているのでしょうか。簡単に言うと、特別支援学級の、普通学級などとの位置関係です。

### ○唐澤特別支援教育担当課長

まず、特別支援学級の位置については、事前にこうした話をする機会もございますので、我々としても、それぞれの特性に合わせた形の学級の在り方というものは話をさせていただいております。今回の鈴ヶ森小学校についても、やはり固定学級でございますから、ある程度のまとまったところで職員もいられるようなスペース、またトイレも近かったりというようなところというものを反映させていただいております。

現在、特別支援学級においては、交流および共同学習というものも実施しておりますので、そうした動線なども踏まえながら話はさせていただき、総合的に判断していただいているような形になっております。

### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。この図を見ると、恐らく今までのパターンだと、1階の普通教室というところに置かれる感じだと思ったのですけれども、2階の普通学級と同じフロアに置かれているというところなんです。これは、いいと言っているのですけれども、最近、改築された学校などでは、どうしても特別支援教室が、普通教室に通える児童たちと交流するのがもう物理的に非常に難しい状況なところが幾つか見受けられています。そういう意味では、今、課長がおっしゃったように、交流も含めてということで、これは今、2階は、何年生が入るか分かりませんが、普通学級の児童たちと廊下で出会ったりということが可能なので、1階ではなくて2階になったということは大変いいと思っているので、所管の方のご意見が活かされたのだと思うのですが、この状況だと交流が結構うまくいくと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

### ○唐澤特別支援教育担当課長

これまでの改築についても、担当でも意見は申し上げながら、やはりそれぞれの場所の実情がありますので、総合的に判断されているということで理解しております。

交流および共同学習につきましては、通常学級に行って交流および共同学習をするという形になりますので、近いところであれば近く行ける場所もありますし、それぞれの交流学級が、階が変われば、そこに移動することになるので、安全に配慮しながら実施していくということが肝要かと考えております。

### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。今、普通学級のほうに行つてというお話があったのですけれども、それももちろん大事で、それをたくさんやっていただきたいというのがあります。それと、もう一つは本当に、日常、廊下ですれ違ったり、遊んでいる子を見たりという自然な交流というのですか、大切だと思うので、今回こういったかたちになったということは、非常にインクルーシブの観点からは素晴らしいことだと思っているので、それを少しお伝えしようと思ってお話しさせていただきました。

### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○西村委員

ご説明ありがとうございます。2点伺えればと思います。

先ほど、プールの屋根のある・なしを伺ったのですけれども、菜園や、ビオトープというか自然共生池がある学校と、ない学校がある。源氏前小学校と鈴ヶ森小学校の2つを比較したときに、どのような基準で整備する・しないを決めていらっしゃるのか伺いたいと思うのと、あと源氏前小学校で、STE

AMコモンズというのが新しい取組かと思ひまして、特別教室を集約することでのメリットや魅力を改めて伺えればと思ひます。

#### ○荒木学校施設担当課長

1点目の菜園でございますが、基本的には全ての学校、改築校において整備する計画で進めております。

本日のご説明の源氏前小学校におきましては、平面計画でいうところの配置図兼1階平面図の右下のところに「学校菜園」というところと、右下の角のところに白い空白のものがあるのですが、こちらが池をイメージしております。対して鈴ヶ森小学校については、そういった文字の記載はないのですが、現状、グラウンドの東側に菜園を並べて、一番下のところにまた池を造っていく計画をしております。

2点目の、源氏前小学校のSTEAMコモンズというところでございます。こちらは文部科学省もたしか提唱している概念かと思ひますが、STEAM教育というところで、各教科を横断した形で総合的に学習を進めていくというところから今回計画したものでございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。池に関しては確認させていただいてよかったです。

STEAMコモンズも、横断的などということを確認できましたので、ありがとうございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。今、資料で出している鈴ヶ森小学校と源氏前小学校なのですが、こちらのコンセプトというのは、どのような場で、どのようなメンバーで決めているのか教えてください。あと、この後、多分、すまいるスクールの昼食、仕出し弁当の件があると思うのですが、鈴ヶ森小学校については基本設計が令和6年3月に完了ということで、そういった部分も考慮されているのかということをお伺いしたいです。

#### ○荒木学校施設担当課長

1点目のコンセプトの策定主体につきましては、こちらは、教育委員会で一度、案をつくりながら、建設住民懇談会といいまして、地域の方々、学校関係者に入ってくださいまして、そういったところで案を上げて、そこでご意見など頂きながら、教育委員会としてコンセプトを決めております。

2点目は、すまいるスクールの仕出し弁当を考慮している計画かどうかということにつきましては、その辺りも庁内の各課とスケジュール感については共有はしておりますので、しっかりと連携してまいりたいと思ひます。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。すまいるスクールのところは言葉足らずで申し訳ありませんでした。仕出し弁当導入に当たって、例えばお弁当を保管しておく部屋が必要だとか、すまいるスクールに来ている児童・生徒たちが分かれてお弁当・昼食を取らないといけないとか、いろいろ条件があったと思うのですが、今、図面の中でも、すまいるスクールのお部屋というのがどこどこか分からなかったのですが、その位置も含めてお伺いできますでしょうか。

#### ○荒木学校施設担当課長

まず鈴ヶ森小学校につきましては、1階の「多目的室（スタディ）」という紫色で塗られている部分が、すまいるスクールが活動するメインの部屋となっておりますけれども、ここだけに限らず、当然、すまいるスクールですので、放課後空いている普通教室や特別教室、あとは体育館などを活用していただく計画でございます。なので、お弁当を食べる場所に関しても、多目的室をご利用いただくか、またほかの場所、多目的ホールという、同じように紫の色に塗った部分がございますので、そういったところで昼食を取っていただくという対応を考えております。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。確認が取れました。

すみません。1つ目のところに戻るのですけれども、教育委員会と建設準備懇談会のメンバーで決めているというところで、建設準備懇談会には、地域の例えばスポーツクラブなど、学校をよく利用されている皆様も入っていらっしゃるかというところも確認できますでしょうか。

#### ○荒木学校施設担当課長

建設準備懇談会のメンバーでございますが、主には地域の町会長や自治会長、あとは卒業生の同窓会長とPTA会長、役員の方々というところで、一般のスポーツ施設の利用団体の方々が入っていくといったものではないのですけれども、当然、地域の町会長の方々が、各団体、スポーツ団体の方も含めてお話を伺って、建設準備懇談会の場でご意見・ご意向を頂ければ、教育委員会としても要望は反映していきますので、そういった対応を取らせていただいております。

#### ○せらく委員

ありがとうございました。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。これまでのほかの委員の質疑の中で、いろいろと理解が進みました。学校は、やはり子どもたちの学び場としてとても重要ですし、防災や地域の交流としても非常に大事なので、一つ一つ、しっかりと考えて進めていただきたいと思います。と思っております。

1点、あくつ委員からもお話がありましたけれども、昨今の物価高騰で、工事費がとても増えているという状況の中で、今後の投資を考えていく上で、計画的に資金を積み立てる必要があると思っておりますけれども、義務教育施設の整備基金の現状と、今それが十分だと考えているかどうかというお考えのところについて、少しお聞かせいただければと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

義務教育整備基金については、毎年度、一定程度積み上げております。それも適切に活用しながら、現在は改築工事を、適正な費用でもって進めているという状況でございます。こちらは、基金の積み上げ状況についても、財政部局などとも相談しながら、必要な資金としてしっかりと今後につなげていこうと考えております。

#### ○山本副委員長

現状、足元の状況を考えると、やはり契約済みの工事も専決処分等で金額改定等を行っている状況ですので、ぜひ計画的に資金を積み立てることを要望いたします。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○あくつ委員

すみません、委員長。先ほどの西村委員の、私もそれをもう一回伺おうかと思ったところで、西村委員とのやり取りで、STEAMコモンズのところなのですけれども、区長の公約の中にもSTEAM教育というものが掲げられていて、いわゆる理系の科目、理科とか音楽とか図工……、図工が理系かどうかはあれですけれども、そういったものを1つのところに特別教室を集約していく、形成しますという、設計会社からのご提案を採用されたのかと思うのですけれども、これはいわゆる、そういった特別教室を源氏前小学校で集約したというだけの話なのか、それをSTEAMコモンズと称しているのか、それとも、例えば区長はこうおっしゃっていますけれども、「小中一貫校に先進的な教育をモデル導入するとともに、その成果を全校に広げ、教育の質を向上。先進的な教育では、STEAMやイエナプラン、国際バカロレアなどの他自治体で実績のある先行事例を参考にします」という公約を掲げられていて、教育委員会としてSTEAM教育というものを、1つシンボリックな形で源氏前小学校でやっていくというのは考え過ぎなのか。そこまで考えて、それで成功すればとSTEAMコモンズというものを集約するにいったのか、それとも単なる名称にすぎないのか。単なる名称にすぎないという言い方は言い過ぎかもしれませんが、左側に若干説明はありますけれども、そこについての教育委員会の考え方を教えてください。

### ○荒木学校施設担当課長

STEAMコモンズにつきましては、できるだけ特別教室を学校の児童・生徒が使いやすい部分に集約して計画していこうということを、ほかの学校も含め、やっております。その中で、源氏前小学校については、またより踏み込んだ形でこのような提案をしております、この運用の仕方というのは、今後、学校と教育委員会とで相談しながら使っていきたいと考えております。

### ○あくつ委員

分かりました。ということは、学校サイド、校長、また管理職、教員たちは、特にそんなに今のところは意識されていないという認識を持ちました。では、これから形ができて、その上でどういうふうに活用していくのかをこれから検討されるということで認識しました。

### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○高橋（し）委員

2回目で、すみません。区立小学校・中学校の体育館の冷暖房について、改築したときに、あの機材などは流用というか、活用することはできるのですか。それとも、体育館が変わってしまえばそれを使えないという状況でしょうか。先ほど聞き忘れてしまったので、教えてください。

### ○荒木学校施設担当課長

改築した際の体育館の空調でございます。こちらについては、新規で全て入れ替えるものになりますので、既存校のものは使わずに、新しく改築校で導入するものになります。既存校のものにつきましても、全てを工事で取り付けるものではなくて、賃貸借でレンタルして取り付けるものが主になりますので、全て無駄になるということではございません。

### ○こんの委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学事制度の検討状況について

#### ○この委員長

次に、(2)学事制度の検討状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○柏木学務課長

それでは、学事制度の検討状況についてご説明いたします。資料をご覧ください。

資料1枚目に、1、これまでの経緯、2、品川区学事制度審議会における議論。こちらでは、品川区の状況やこれまでの学事制度審議会での議論について記載してございます。その中で、2、品川区学事制度審議会における議論について、学事制度審議会の答申において、城南小学校については、普通教室が不足する可能性が「顕著」と分類されており、その対応が喫緊の課題であると示されてございます。

3、教育委員会事務局の対応および今後のスケジュールについてでございます。事務局では、答申を基に、城南小学校の通学区域の変更を含めた具体的な検討を進めてまいりました。今回、城南小学校の通学区域の一部変更について説明をさせていただきます。なお、こちらで、なお書きにございますが、城南小学校以外の学校については、現時点では通学区域の変更を行う必要はないと考えてございます。

それでは、城南小学校の通学区域の一部改正について説明させていただきます。資料2枚目、A3の資料になりますが、別紙の「通学区域の一部改正について（案）」をご覧ください。

資料左側上にあります、1、改正内容についてでございます。改正内容は、就学人口が増加しております品川シーサイド駅周辺の東品川四丁目の一部を、城南小学校から城南第二小学校の通学区域に変更するものとなります。改正時期でございますが、令和8年度の新入学者から適用したいと考えてございます。

その下、通学区域の変更地域でございます。変更の地域は、東品川四丁目のうち11番から13番を考えてございます。こちらは、図のオレンジ色の部分となります。こちらは米印でお示しておりますが、通学区域変更前に城南小学校に入学して在籍している児童については、原則としてそのまま城南小学校に在籍することといたします。こちらの通学区域の変更に伴って、在籍児童が城南第二小学校に転校する必要はございません。

その下、3、変更地域の就学予定人口についてでございます。この地域の就学予定人口は表に記載してございますが、見ていただくと分かりますとおり、年々就学人口が増えているという状況でございます。こちらは、これ以降も推計ではしばらく同程度の就学人口が発生するという推計が出てございます。

資料右上のほうに行きまして、4、経過措置についてでございます。通学区域の変更に伴いまして、経過措置を設けます。経過措置は表の赤字で記載している部分となります。もう少し詳しくご説明いたしますが、1つ目の経過措置は、いわゆる兄弟枠の無抽せん受入れとなります。表の無抽せん受入れのところの②となります。こちらは、今、令和7年度を予定してございますが、制度変更までに入学したお兄さん・お姉さんが入学年度に在籍している場合は、無抽せんの受入れをするという部分です。

次の③でございます。先ほど説明しました、②で入学したお兄さん・お姉さんが入学年度に在籍している場合は無抽せんでの受入れとするということになります。こちらですが、例なのですけれども、経過措置が②だけの場合、もし3人兄弟での場合、一番上の子、第1子が在籍しているときは、第2子・第3子も無抽せん受入れになりますけれども、第1子、一番上の子が卒業すると、無抽せん受入れの対象外となるということがございます。具体的には、第1子と第3子が6歳以上、年齢差がある場合は、第2子、真ん中の子が在籍していたとしても、第3子は無抽せんの受入れの対象外になる。この課題を

少しでも解消するために、③の経過措置を設け、制度変更前までに生まれている第3子については、第1子が卒業しても、第2子が在籍している場合は、無抽せん受入れとするものとなります。こちらが、兄弟枠の無抽せん受入れの経過措置となります。

2つ目の経過措置でございますが、こちらは「第2順位」というところに書かれているものになります。制度変更後2年間という形にはなりますけれども、旧通学区域の東品川四丁目の11番から13番までにお住まいの児童については、抽せん時、万が一、抽せんになった場合、そちらの優先順位を第2順位として設定することになります。2年間の期間でございますが、前回、通学区域を変更したところの経過措置の期間に準じたものとなります。

その下、5、城南小学校および城南第二小学校の現状についてでございます。城南小学校の普通教室の最大確保教室数ですが、今年の夏、これからになりますけれども、普通教室の整備をしまして、最大で28学級となります。就学人口の予測ですと、令和7年度で28学級になる予定でございます。現状の通学区域のままですと、令和8年度以降は29学級以上になる推計となっております。城南第二小学校でございますが、校舎改築により、普通教室の最大確保教室数は30学級となります。改築の説明のときに24学級と説明がございました。それは、通常、最初から用意されている部分。そのほかに、多目的室とか普通教室に転用する教室がございますので、それを転用した場合、最大30学級ということとなります。また、城南第二小学校の校舎の改築の状況でございますが、令和7年9月からは、普通教室を含む新校舎棟を使用する予定となっておりますので、通学区域を変更する令和8年度の新1年生は、新校舎棟を入学時から使用することとなります。

その下の6番、今後のスケジュールでございますが、今年度と来年度は新制度の周知期間で、令和8年度新入学、最初の学校選択は来年10月でございますが、こちらからは新制度での希望申請となります。また、令和8年4月からは、新制度による通学区域の運用としてございます。

資料の一番下に表がございます。7、就学人口の予測でございます。こちらは、城南小学校と城南第二小学校の就学人口、児童数、学級数の実績と予測を記載してございます。こちら、令和6年度は実績で、令和7年度以降は予測、また令和8年度からは通学区域を変更した予測となっております。こちら、表の各年度に「住基」という欄がございますが、こちらは新1年生の就学人口の推計となります。こちらは就学人口ですので、そこにお住まいの全児童数という形になります。実際、城南小学校に行く、ほかの学校に行く、私立に行くなどというのは考えず、住んでいる子の推計となっております。「1年」と書いているところは、推計の新1年生の就学人口のうち、城南小学校ないし城南第二小学校に入学する新1年生の人数の推計となっております。

令和8年度以降で、上の段と下の段に分かれてございます。こちら、上の段ですが、城南小学校、城南第二小学校ともに、経過措置の無抽せん受入れの兄弟枠を考慮しない場合の推計となっております。下の段については、経過措置の無抽せん受入れの兄弟枠を考慮した推計となります。城南小学校については、無抽せん受入れの方が全員、城南小学校を希望した場合。ですので、城南第二小学校については、全員、その人数が抜けた数という形でお示しをしております。令和8年度につきましては、現状で兄弟、無抽せんの対象の方が19人おりますので、その19人を城南小学校は上の表からプラス、城南第二小学校は上の段からマイナスをして示してございます。令和8年度以降、下の段でございますが、城南小学校、城南第二小学校とも、普通教室は最大確保教室数は超えない推計となっております。

以上が通学区域の一部改正（案）の説明となります。

申し訳ございませんが、初めの1枚目の資料にお戻りいただきまして、資料下段にあります、今後の

スケジュール（予定）でございます。本日、文教委員会に報告いたしまして、7月9日の教育委員会で通学区域変更の議案審議を頂きたいと考えてございます。それ以降は、地元町会、学校関係者等への説明、また地域・保護者向けの説明会等を実施したいと考えてございます。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

私も今年、城南小学校の入学式に行かせていただきまして、まず校門に入る前に、保護者の数が、旧東海道にあふれていてびっくりしたのですけれども、165名の新1年生、掛ける保護者は2名までということだったので、2名マックスで来ていれば、300人ぐらいの保護者の方がお越しになったのかと思ったのですけれども、近年、本当になような形で旧道があふれていましたので、どういうすごいことが起きているのだということ、しかも5クラスということ、少し前の、本当に人数が少なくなっていたときは考えられないような状況だというのは、私も認識しました。

1点教えていただきたいのは、まず、何でこんなに人口が増えているのかということ。それは、どのように教育委員会が認識されているのか。マンション等が増えているということは分かるのですけれども、ぜひそれを教えてください。

#### ○柏木学務課長

まず、就学人口増の理由でございますが、まず品川区全体として増えているというのがございます。また、城南小学校については、今回通学区域の変更を予定しております大型のマンションがございまして、こちらの子どもの数が増えているというのがございます。今こちらは通学区域の変更案で就学人口を記載してございますが、こちらは、6年生というのが、大体できたときにマンションに入居されたお子さん。これまでの例でいきますと、その1年生、または年少、年中ぐらいが児童数のピークとなっていたのですけれども、こちらの地域については毎年毎年お子さんが増えており、区としてはいいことなのでございますが、予想以上にお子さんが増えているという状況がございまして、ですので、理由としては、こちらの地域で予想以上にお子さんが生まれているということではないかと考えてございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。コロナの期間に新しい校舎が改築、竣工して、令和2年でしたか、令和元年でしたか、数年前に開校して、そこから今年の夏も教室の増室もあって、去年もたしかそういう工事をやられて、まさに今おっしゃられたように、想定を超えるような、教育委員会、品川区、区役所だけではないと思いますけれども、そういった人口推計のデータを超えて人口が増えているというのは非常にありがたいと思いますけれども。

今回、通学区域を変更される東品川四丁目11番から13番、私も地図で確認したのですけれども、いわゆる東品川のイオンのあたりの、いわゆるタワーマンションとまではいかないけれども、結構大きなマンション群があるというところなのですけれども、ここに、もし把握されていれば教えていただきたいのですが、何棟のマンションがあるかというのを教えてください。また、人口の推計として書いてありますけれども、この部分は選ばれたと、今回通学区域を城南第二小学校に変更されるということで、地域ではもう随分前からうわさになっていて、私もお問合せを頂きました。昨年の区議会議員選挙のときなどは、かなりこの話を聞きましたけれども、ここについては、このマンション、東品川四丁



目11番から13番の部分を城南第二小学校に移すということで、当然解決はできるということでお考えになっていると思うのですが、まずマンションの数を今把握されていれば教えてください。

#### ○柏木学務課長

こちらの地域のマンションでございますが、4棟ございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。先程申し上げた、タワーマンションではないというのは、結構大きなタワーマンションがあるのですけれども、いわゆるパワーカップルと言われるような方たちが非常に多く、人口として入ってきていただいている、子育て世代が入ってきていただいているというありがたい状況があるのだと思います。

私からは、先ほどの経過措置についてというところでは、かなりお考えになられて、なるべく、今までの城南小学校は愛されている学校ですから、城南小学校ではないと嫌だというご家庭もあって、だから兄弟枠というところも含めて、かなり考慮された、配慮された形になっているというのは理解しました。

私からは1点お願いです。このスケジュールにありますけれども、これから区政協力委員会、町会長、自治会長にご説明されていく。地域のPTA等にもご説明されていくと思うのですが、なるべく、これはもう分かり切った話ですが、丁寧に、できるだけ、こうした配慮をしているということも含めて、周知を早めをお願いしたい。城南幼稚園の件もありますけれども、それが、城南小学校に入りたくて、この地域に引っ越してきたのにということがないようにということで、これはぜひお願いしたいと思いますが、その辺りについてご答弁があれば、ご答弁を頂きたいと思います。

#### ○柏木学務課長

委員のご指摘のように、きちんと地域または学校関係者、保護者を含めて丁寧に説明をしたいと思います。また、制度の変更が教育委員会で決定いたしましたら、できるだけ早く、まずは地域・学校関係者にご説明に行きたいと考えてございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

何点かお伺いいたします。

先ほどの学校改築のところでも確認しましたが、学校改築の理由は、建物の老朽化と就学人口の動向というもので改築をしているというお話でありましたが、今のあくつ委員とのやり取りの中でもありましたが、城南小学校は、年度は覚えていなかったのですが、令和2年度に新しく学校が改築されたということではありますが、そのときも当然、地域の就学人口の動向を踏まえた上で学校が改築されたと思いますが、先ほどのやり取りの中で言うと、当時も人口動向を踏まえた中で計画を実行に移したが、さらにそれを上回るような生徒・児童がいらっしまったので、もう足りなくなったという受け止めでいいのでしょうか。

#### ○柏木学務課長

改築当初の推計等で改築を進めて、少しプラスアルファでやったのですけれども、それ以降になりますと、当初推計には入っていなかった大型マンションができて、その発生する子どもの数が、ある意味、今までの推計よりも相当多かったという部分でございます。

#### ○田中委員

所管が違うのであれですが、再開発などで大型のマンションができて、できるということはある程度事前に把握はできるのでしょうかけれども、そこにどういう家族構成の方が入居するかということまでは、なかなか、実際に入ってみて初めて分かるようなところもあるかと思いますが、そうすると、先ほどの7番の就学人口の予測というのがずっとありましたが、これも今後大きく、今の時点での予測はこうですが、これに対する、何というのでしょうか、信憑性という言い方は大変失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、将来的にどうなるか全く分からないと受け止めてしまっているのでしょうか。

#### ○柏木学務課長

推計の信憑性でございますが、これは当然、推計は年が先になるほど、やっぱりぶれてくるという部分はございます。ただ、全く何の根拠もなく出しているものではございませんので、当然、専門業者をお願いして出しているものですので、全く信憑性がないかということ、そういうことはないです。ただ、当然、先ほど言いましたとおり、ぶれが大きくなってきますので、ある程度期間がたった段階ではもう一度推計を取っていくことなどが必要で、そこで微調整していくということが必要かと考えてございます。

#### ○田中委員

今後、例えば城南第二小学校学区域の中に大型のマンションができる可能性もなくはないですし、だから、ここは追及するということでは決してなく、いろいろそういう意味での将来予測も難しい中において、そういう課題も踏まえながら、学校改築を今後行わないといけないという、そのご苦労度がすごく分かりますので。また今回、城南小学校も改築後、またさらに教室を増設するというご対応を取っていただいておりますが、本来であれば、当初の予測どおりの学校改築に伴って、しっかり受け入れられるような学校ができればいいのですが、やむを得ないときには、適切な形の中で学級の増設ということも、より柔軟に考えることも必要なかと思っておりますので、そこも、将来的なことも含めてしっかりご対応をお願いしたいと思います。

併せて、城南小学校、城南第二小学校の学区域の子どもが増えているということは、ほぼ、多くの方は東海中学校に行く子どもが当然増えるわけですが、今現在は、確認したら、11学級、東海中学校のようなのですが、先ほどのところの質疑の中でも、令和6年6月に東海中学校が敷地測量着手とあるように書かれておりましたが、当然、東海中学校も、周辺人口の増を踏まえた上での設計・改築が行われると。それで、予測幅が、何というのでしょうか、大きくなる可能性も秘めた地域だということも踏まえた上での、東海中学校の学校建設になるのかどうか確認したいと思います。

#### ○柏木学務課長

改築の際は、必ず就学人口の推計で、それにある意味、プラスアルファをしてという形で教室数等は考えてございますので、その点は、東海中学校だけに限らず、ほかの学校もそういう形で基本は実施してございます。

#### ○田中委員

子どもにとっては、中学でいえば3年間、小学校では6年間の僅かな時間の中で、本来であれば、グラウンドも校舎もしっかり整備された上での学びの経験をしてもらいたいのですが、こうやって新たに増築、学級数を増やすというような工事が入ってしまうと、また、それはそれで子どもにとっても、学びの期間は限られていますので、長期的な視点に立った中で、最適な学校建築をしていただけるように、既にいただいていると思っておりますが、ぜひ今後もお願いしたいと思います。

1点、私がこだわっているところがあるのですが、今後のスケジュールの中で、今日の7月2日に文

教委員会で報告・方向性の説明があって、9日に教育委員会で通学区域変更の議案審議が行われると。それで、7月中旬から各地域の方々に向けた説明があるわけですが、米印のところ、9日以降の開催の区議会文教委員会というのは、今示されているのが7月29日なのですが、そうすると、7月29日というのは7月の中旬ということではなくて後半というかになるのですが、文教委員会の報告の前に、もう先に地域への説明が始まってしまうというスケジュール感なのでしょうか。そこを確認したいと思います。

#### ○柏木学務課長

スケジュール感でございますが、できれば文教委員会に報告したいのですが、これは今回文教委員会に出しましたので、この資料については、もう公開されるということで、地元や学校関係者からお問合せ等を頂く場合もございますので、そういう場合は、基本は文教委員会もとは思っておりますけれども、その場合は先行させていただかないといけない場合もあるのかと。中旬からと書いているのですが、あまり、必ず中旬から行かなくてはならないというわけではございませんけれども、基本は文教委員会に報告をと考えていますが、状況によっては、もしかすると、フライングというのですか、させていただく場合がございます。〔同日後刻に「フライング等はしないようにいたします」と答弁訂正あり〕

#### ○田中委員

ここは各委員の方がどう受け止めるかのところでもありますが、先ほど、あくつ委員とのご質疑の中で、早期に報告してほしいというご意見もありましたし、それはそれで受け止める一方で、決して、いわゆる、何というのでしょうか、あまりこういう言葉は使いたくないですが、議会軽視にならないような、そこはしっかり配慮していただいた上で、また一方で早期の地元対応もしていただけたらと思いますので、フライングありきのところではなく、今後の委員会運営の下では、しっかり踏まえた上で文教委員会に臨んでいただきたいと思います。それは私自身、個人の意見でございます。以上です。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○西村委員

ご説明ありがとうございます。1点だけお願いいたします。

城南小学校のご説明を受けておりますけれども、実際に武蔵小山方面などでも既に児童数が増えてきていると、地域の方の声が届いておりますし、ほかの地域でも城南小学校同様に今後課題になってくるのが想定されるのではないかと思いますので、ほかのエリアでも就学人口の予想をしていただいているのか、区内全体の状況について伺えればと思います。

#### ○柏木学務課長

今回、通学区域の一部改正ということで、城南小学校を出ささせていただいておりますけれども、こちらは区内全域の学校の通学区域について、改めて全部、推計に基づいて確認させていただいております。それで、資料1枚目にも書いてございますが、現時点では城南小学校以外については、教室は足りるという形で考えてございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。そうですね。本当に品川区全体で人口が増えてきているという実感が私もありまして、今回こうやって出てきましたけれども、兄弟枠など、大分細かくやっていると聞いておりますので、急に大きなマンションができるということもあろうかとは思いますが、ある程

度、ご説明いただいたように、想定できることだと思いますので、ぜひ引き続き丁寧をお願いしたいと思います。

#### ○柏木学務課長

すみません。1点、先ほどの田中委員のご質問に対する答弁について、私の発言を訂正させていただきたいと思います。

先ほど私は、フライングということをお話ししましたが、フライング等はしないようにいたします。あと、地域から説明を求められた場合にも、こちらの今日お示しさせていただいている案での説明をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。児童数の増加に合わせて普通教室の増設を行い云々という経過のところの話で、これは学校施設の話になってしまうのですが、普通教室を増やすために改築等をさせていただいて、普通教室の確保に努めていただいているのは大変ありがたいのですが、そのときに、やはりメディアセンターや多目的教室、あるいは特別支援教室などに影響があって、一部では少人数の授業が通常どおり行えないというような状況も出てきたりしているので、まずは普通教室の増設が喫緊の対応しなくてはいけないというのは大きいので、時間をかけて結構ですから、メディアセンターなどが縮小された部分を、何とかどこかで取り戻すとか、あと特別支援教室、支援の指導をする場所の確保などに現在影響があったとすれば、半年でどうか1年でどうではないのですけれども、少し戻せるような対応を、施設にも、学校のリクエストというのでしょうか、それに答えるようにしていただくと、教育環境の維持につながると思うのですが、その点だけお願いします。

#### ○荒木学校施設担当課長

学校でも、普通教室増設などに関しては、主に夏休み工事で対応しております。人口推計なども確認いたしまして、学校でもご要望といたしますか、仮にメディアセンターが縮小しなければならなかった場合には、例えば図書コーナーを別途、廊下の端に設けるなどといったところで対応いただいております。なので、今後、開設するに当たりまして、その点は十分に配慮して、学習環境も十分に確保できるように配慮して、工事を進めていきたいと考えております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

先ほどの私との質疑の中のお話の中で、いわゆる議事録の対応も含め、私もそんなにこだわっていないので、そこは委員長のご差配に委ねさせていただきたいと思います。一方で、そうはいいながらも、7月中旬の説明というのは、夏休みに入る前に早い段階で早めにお伝えしたいという意向もそこには現れているとも思われますので、最初に言ったことは、今後の対応の部分のベースとなるところの確認をしたかっただけなので、そういう質疑をさせていただきましたが、要は、あくつ委員のお話があったように、地元の方への説明を最優先していただく中で、表現は「案」ということになるのかもしれませんが、そこは、PTAの方や地域の方に向けては、しっかり適切な時期においてのご対応は、ぜひお願いしたいと思います。

#### ○こんの委員長

ご理解ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃってくださった、一応、「案」という形で地元にご説明をということですので、それでよろしいかと思えます。実際にこのことが公表されているというご説明もありましたので、一定数、情報がもう行っているということから、あとは結果の話だと思えます。それはできるだけ、当該の児童・生徒、保護者の方が知ることが大事かと思えますので、ぜひ、田中委員が今おっしゃってくださいましたので、そのご対応でお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

### (3) 令和7年度新入学者の受入枠について

#### ○この委員長

次に、(3)令和7年度新入学者の受入枠についてを議題とします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○柏木学務課長

それでは、令和7年度新入学者の受入枠について説明をさせていただきます。

初めに、来年度に入学予定の児童・生徒に関わる学校選択を10月に実施いたします。それに当たりまして、毎年、学校案内パンフレットを作成し、その中で、希望申請の基準となります各学校の受入可能学級数、人数、いわゆる受入枠をお知らせしてございます。そのため、毎年、各学校の受入可能学級数について決定し、ご報告してございます。

資料の1枚目をご覧ください。受入枠、受入可能人数でございます。中段に表を記載してございます。小学校・義務教育学校前期課程につきましては、法律で1学級35人で学級編成することが定められてございます。したがって、1年生は1学級35人を基準として、学校選択の締切りの後、来年度の入学までに転入等があることを考慮し、表のとおり、受入可能人数を設定しております。また、下段の中学校・義務教育学校後期課程につきましては、学級編成は1学級40人と定められております。こちらも受入枠として転入等を考慮し、表のとおり、受入可能人数を設定してございます。

転入等の考慮でございますが、小学校・義務教育学校前期課程では、1学級の場合は35人のところを5人分、2学級以上については10人分の転入等を見込んでございます。中学校・義務教育学校後期課程では、1学級の場合は5人分、2学級の場合は10人分、3学級以上は15人分の転入等を見込んで、受入可能人数を設定してございます。なお、転入等の見込みでございますが、これは過去の実績を考慮し、設定してございます。

(2)の各学校の受入枠については、後ほど別表で説明いたします。

(3)でございますが、受入枠につきましては、通学区域外から希望申請する方に適用するものとなります。こちらに記載のとおり、通学区内の方はこちらの受入枠に関係なく、もし受入枠以上であっても全員受け入れるということになります。

それでは、別表1をご覧ください。こちらは、小学校・義務教育学校前期課程の受入枠でございます。表の左側、学校名の横です。こちらに、令和6年度、今年度の入学実績を記載してございます。表の右側が、来年度入学予定者に設定する受入枠となります。令和7年度の設定につきましては、昨年度の実績も参考にしてございます。就学人口ですが、全体としては若干増えるという就学人口になってござい

ますが、ほとんどの学校が、それでも大体同じような数という就学人口になってございます。ただ、1番の城南小学校と12番の山中小学校については、就学人口の増加に伴って、昨年度より1学級増で設定してございます。11番の鮫浜小学校については、逆に就学人口の減に伴って、1学級減で受入枠を設定してございます。また、18番の京陽小学校につきましては、就学人口は昨年度と同等なのですが、これまでの実績から、昨年度より1学級減で設定してございます。表の右側の一番下、来年度、令和7年度の受入可能枠といたしましては、合計は109学級、3,445人で設定しており、昨年度と同数となっております。

続きまして、別表2、こちらは中学校・義務教育学校後期課程の受入枠でございます。表の見方は、先ほどの小学校と同じとなります。中学校につきましても就学人口は若干増えてございますが、ほとんどの学校が昨年度と同等の人数となっておりますので、同等の受入枠としてございますが、変更したところは、4番の鈴ヶ森中学校、11番の伊藤学園については、就学人口の減少に伴って、1学級減で受入枠を設定してございます。表の右側、一番下でございますが、令和7年度の受入可能枠が57学級、2,055人で設定しており、昨年度より2学級・40人の減となっております。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

#### ○あくつ委員

先ほど城南小学校の説明のところ、城南小学校に限らず、区内児童・生徒の数が増えているというご説明だったと思うのですが、これは受入可能数ですから、実際に入るかどうかはまたあれなのでしょうけれども、そういう中で本当に城南小学校が突出して多いという関係は、さっきの説明のとおりなのでしょうけれども、山中小学校が今回、学級数を増やすというところの理由というか、その辺り。あと、先ほどご説明があった中で、増える学校というと、小学校だと鈴ヶ森小学校もそうなのですか。その辺りの要因みたいなものを教えていただければと思います。

#### ○柏木学務課長

山中小学校は就学人口が、今年の4月1日時点になりますけれども、昨年度の就学人口よりも30人ほど増えているということがございまして、学級を増やさないと、もう受け入れられないということで、1学級増としてございます。

#### ○こんの委員長

その要因はという質問だったのですが。

#### ○柏木学務課長

すみません、要因につきましては、どこが増えているとか、そこまでは細かいデータは持ってございませんが、山中小学校は通学区域に少し大きめのマンション等が何棟かできていますので、その辺りの影響もあるのかとは感じてございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況および調査結果について

#### ○こんの委員長

次に、(4)区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況および調査結果についてを議題に供します。  
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

それでは、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況および調査結果について報告いたします。  
資料をご用意ください。

まず、いじめの重大事態についての説明をさせていただきたいと思います。資料の3ページをご覧ください。上段に、いじめ防止対策推進法の抜粋を記載しております。第28条には、重大事態の定義がございます。どのようなものを重大事態と呼ぶかについてですが、第1項の1と2にありますとおり、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。こちらを、1号重大事態または生命・心身・財産重大事態といいます。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。こちらを、2号重大事態または不登校重大事態といいます。これらはいじめの重大事態として調査を行うものとされております。

資料の下段には、品川区いじめ防止対策推進条例の抜粋がございますが、法と同じ趣旨となっております。こちら、条例は、対策委員会に調査を行わせるものとなっております。本条例に基づき、品川区いじめ対策委員会に教育委員会が諮問を行い、調査結果の報告を受けるようになっております。

それでは、資料1ページに戻っていただきまして、今回新たに3件のいじめの重大事態が発生いたしましたので、報告いたします。既に区長への文書での報告は行っており、教育長から品川区いじめ対策委員会への諮問も済んでおります。

初めに、上段でございます令和4年度の事案でございます。認定時期は令和4年7月、いじめの態様の分類は、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。重大事態の分類は2号、学校種は小学校の事案です。本事案は、令和4年度中にいじめの重大事態として認定しております。これから品川区いじめ対策委員会にて調査・報告するものとなっております。現在調査中ということもあり、この場でこれ以上の詳細についてはお伝えすることができないのですが、ご了承いただければと存じます。

続いて、下段でございます令和5年度の事案についてです。事案番号13は、認定時期は令和6年3月、いじめの態様の分類は、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。重大事態の分類は1号、学校種は中学校です。

事案番号14は、認定時期は同じく令和6年3月、いじめの態様の分類は、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるなどで、重大事態の分類は2号、学校種は小学校となっております。

以上3件が新規事案となっております。今後、品川区いじめ対策委員会で調査を行い、結果は追って報告いたします。

次に、いじめの重大事態の調査結果についてです。資料2ページをご覧ください。令和5年度はいじめの重大事態のうち、事案番号1、2、3、4、6の5件についての状況を報告いたします。認定時期、いじめの態様の分類は丸数字となっておりますが、下の欄に凡例が載っております。重大事態の分類、学校種、品川区いじめ対策委員会の対応状況、諮問日と答申日は、資料に記載のとおりでございます。

それぞれの事案の調査終了後に調査結果を家庭に送付し、希望に応じて、品川区いじめ対策委員より家庭に対して対面にて結果報告を行っております。また、調査結果について公表希望の有無を確認しておりますが、5件ともに公表を希望しないとの返事を頂いております。

今後ですけれども、このほかの事案につきまして調査結果が出た際に、ご家庭に公表を許諾していただいた事案については本委員会でも報告をさせていただきますが、今回の5件については非公表となりますので、ご了承いただければと思います。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

いかがでしょうか。

#### ○田中委員

まず最初のほうの重大事態発生状況・調査結果であります。見方が間違っているかとは思いますが、確認させていただきたいのですが、事案番号が、令和4年が3番で、令和5年が13、14とありますが、これは年度ごとに番号がなのか、要は4から12の重大事態の可能性のある事態が発生してしまっていて、ただ、いろいろ確認した結果、重大事態の分類には至らなかったというのが、この間の番号に含まれているという捉え方でいいのでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

大変失礼いたしました。こちらの事案番号についてですけれども、年度ごとの数字となっております。3というのは、令和4年度の3件目の重大事態認定の事案ということになります。

令和5年度の13、14ということですが、令和5年度、既に1番から12番につきましては、発生報告は昨年文教委員会でも報告しているところでございます。

今回の調査結果の1、2、3、4、6につきましては、令和5年度のいじめの重大事態の1番、2番、3番、4番、6番ということになってございまして、今回、間が抜けている5番、それから7番から12番は、現在、いじめ対策委員会で調査を行っている段階の事案となっております。いずれも重大事態として認定しているものでございます。

#### ○田中委員

令和4年は3で終わり。要は、逆に言うと年々、こういう重大事態が増えてしまっているのかと受け止めるのですが、その辺は、定義が変わってきたからということなのか、やはり現実的に重大事態が、やむを得ずというか、残念ながら増えてしまっているという傾向にあるのでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

こちらのいじめ防止対策推進法につきまして、これが基になってございます。定義が変わったということはございませんで、法に基づいた、適切ないじめの認知、重大事態の認定を行っているものでございます。

年々増加しているというのは、全国的にも同じような傾向がございまして、本区においても、法に基づいて適切に認定しているというものでございます。

#### ○田中委員

少し言葉を選ばないといけないのかもしれないのですが、やはり子どもは、いわゆる成長過程の時期なので、当然いろいろな事態が起こり得る。また、それをきっかけに学んでいって、立派な大人に成長してもらえればということがありますので、というのが、私は受け止めています。



ただ、そうはいいながらも、いじめそのものが当然ないことのほうがいいわけではありますが、そのときに、いじめというのは、いじめる側といじめられてしまう側があつて、当然いじめられてしまう側の立場に立って根絶していくということが求められますが、一方で、いじめた側の子どもにも、逆に痛みを、いじめられた側の気持ちを、またそこで学んでもらうことによって、同様のことを繰り返さないようにという、いわゆる、いじめた側の教育の機会でもあると思っています。なので、事態が発生して調査をしてと。それで、こういう報告がありますが、その後の対応として、いじめられてしまった側の子どものケアももちろんですし、いじめてしまった子どもにとっても、それをきっかけに成長してもらう方向につなげていただきたいと思います。こういう結果を受けて、教育委員会として、それぞれの子どもに対してどういう対応されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

もちろん、いじめの被害に遭わないことが一番なのですけれども、いじめられてしまった被害の側に立ったケアというものは、十分に行わなければいけないと考えております。また、いじめた側につきましては、やはり成長過程にある子どもたち同士の関係性の中で起こっていきますので、実はあまり自覚がなかったといったこともございます。学校がいじめを発見した、または被害側から相談があつた際に、しっかりとケアを行いながら、いじめた側についての指導というものは早期に行っているものでございます。

今、いじめ予防プログラムを始めましたけれども、2学期から授業も始まりますが、いじめを知らず知らずのうちに行ってしまう可能性もあつて、そのことに子どもたちが自ら気づいて、繰り返さないような仕組みづくりというものを、我々教育委員会としては今、プログラムとして採用しておりますので、今後、子どもたちがよりよく学校生活を送れるようにしていきたいと考えております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○西村委員

説明ありがとうございます。全国的にいじめが増えているということで、受け止め方もあるのではないかというお話もありますが、今回、出ている重大事態に関しましても、もちろん一つ一つのご説明は要らないのですが、子どもたちが報告しやすい、報告できている方法は何だろうかというのを伺えればと思っております。先生に相談するなど、いろいろな子どもたちが伝えられる様々な方法をご用意いただいていると思うのですけれども、どのような方法があるのかも改めて伺いたいのと、一番子どもたちが相談しやすい方法というのはどのような方法かなっているのか、伺えればと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

いじめを報告しやすい、子どもたちにとって報告しやすい方法ということですが、一番は、担任の教員であつたり、学年の教員だつたり、スクールカウンセラーだつたり、子どもが一番話しやすい大人だと考えております。それが保護者であっても、保護者から学校に伝わってくるケースもございますので、子どもが、何か自分が困ったらSOSを出せるということが大事かと思つています。身近な大人に相談するというので、子どもたちには指導しているところです。そのほかにも、目安箱や、中学生はアイシグナルであるとか、そういったツールも用意しています。また、現在、月に1回、いじめDアンケートという、1人1台端末を用いた調査も行っておりますので、そういったところで、いじめに遭つた被害報告であつたり、いじめを見たという目撃報告といったものも活用しているところでございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。まさに、本人ではないこともあるだろうと思っておりまして、いじめを見た、あとは、本人はそう思っていないくても、周りから見たら、友達から見たら、あれはいじめだったのではないかというような視点も大事だと思いますし、目安箱を置いていただいても、声の数としてはそんなに多くないかもしれないのですけれども、そういった、本当に、デジタルも使っていただきながら、様々な方法で、みんなで意識していくということを引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。

#### ○この委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。現在調査中のところというよりは、令和5年の6件の調査の対応状況、調査終了というところになっていきますけれども、答申をして諮問を受けたという部分にはなるのですが、内容については公表は、保護者・関係者は望まないということで、当委員会には報告はないということでした。一番重要なのは、このことによって、いわゆる、いじめを受けた側、当然、教育的観点からは加害者の方のケアというのも必要なのでしょうけれども、いじめを受けた側、被害者側の満足というか、解決というのは何を指すか分かりませんが、改善が見られるということが必要だと思うのですけれども、そのことについて一定程度、納得なり、そういったことをしているところ、それについても当委員会には報告がないということなのではないでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

調査結果につきましては各家庭にお送りさせていただいて、ほとんどのご家庭が希望されていじめ対策委員より、説明を受けております。その中で、一定程度、ここまでやっていただいてありがとうございましたという感謝の声が聞こえたり、それでもなお、まだ、何というのでしょうか、子どものメンタル面で立ち直りが、すぐ改善することはないので、引き続きケアをお願いしたいというようなご要望であったり、一件一件、それぞれ事案は様々ですけれども、調査が終わったから全てが終わりではなくて、継続的に子どもたちへのケアは行っているところでございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。前回の文教委員会のメンバーに、委員長も含めて話を聞いた際に、やはり報告がないということが気になっていました。当然、公表を希望されないということですから、この委員会で報告するという事は公表することになってしまいますので、できないというのはよく分かるのですけれども、今お話を聞いて、様々なパターンがあるのかと。もし報告をご家庭にされた場合に、どうしても納得がいかない、今後の調査を継続してほしいというような要望があった場合、これは区側にも、区長サイドにも、これは所管が違ってしまうかもしれませんが、そういった部局がありますけれども、そういったところも含めて、いわゆる調査の継続というか、もう一回、やり直しも含めて、そういったことはされるという認識でよろしいでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

品川区いじめ対策委員会で調査を行った結果につきましては、区長への報告は行っております。その中で、区長部局側で調査の経過や内容をご覧ください、継続した調査、再調査が必要と判断された場合に、区長部局側で調査が継続されるというものでありますけれども、保護者に報告したときに、区長に対して意見書を添付できますというご案内もしています。意見書を出された方は、その意見書と、品川区いじめ対策委員会の報告書を、併せて区長に報告しておりますので、その後は区長部局側の判断に

なろうかと考えております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。分かりました。

これも公表に関わることなのですけれども、そうすれば、令和5年の6件の中で、区長に対する意見書というところを出されたご家庭があるのかなのか、それはプライバシーに関わるから出せないのか、その辺りをもう一回確認させてください。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

本日報告を差し上げた5件のうち、意見書を添付された方は複数名いらっしゃいます。

#### ○あくつ委員

分かりました。では、その意見書を区長なり区長サイドが確認して、必要であれば継続調査を、別の組織体、協議体で行うということだと思いますので、理解いたしました。ありがとうございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

すみません。先ほどの質疑の中で若干、ここで話すのかというところもあったので、誤解を招きかねないので改めてお伺いしたいのですが、要は、いじめられてしまう子どもの側に、当然、最大限立った上で対応が必要であると。一方で、成長過程の中で、いじめをしてしまう側も、その成長過程の中で出てくる事象として、そういうこともあり得るだろうということでそこもしっかりケアをしてもらわないといけないということなのですが、要は重大事態に陥る前の予防措置というようなことも、やはりできる限りすべきで、重大事態に至らないように対応する。では、そのときの何をもって、いじめてしまった子どもが、何ゆえいじめる形になってしまったのかという事例をしっかり踏まえた中で、そういう過去のデータを蓄積することで、そういうことが起こりかねない事態が、事前に発見につながるのではないかと。それで、そういう事象が現れたら早期に対応してもらいたいという思いで先ほどの質疑はさせていただいたのですが、重大事態に至るまでの事前の予防措置という部分はどうに対応されているのか、お聞かせください。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

教育委員会といたしましても、いじめ予防の視点というのが非常に重要だと昨年度考えまして、今年度から、いじめ予防プログラムというものを新たに導入しているものでございます。実際の学校での授業を年に3回以上行うことになっておりますけれども、ある程度、汎用的な事例も用いながら、これについて、いじめだと思うか、何がいじめになっているのかといったものを子どもたちに考えさせながら、自分のこれまでの行動やこれからの行動を考えさせるような授業を構成していきます。そうした中で、実際の場面で何か悩む、苦しむ子がいた場合に、周りが気づいたり、また自分で、今の自分が悪かったと感じられるような子どもたちの心を育てていきたいと考えているところでございます。早く気づけば早く対応できるので、重大化を防げるということも期待しているところでございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。調査結果が出た5件ですけれども、重大事態の分類の中の2号ということですので、そのうちの4つの事案については、相当の期間、学校を欠席するという、いわゆる不登校に

つながっていたという認識でよろしいでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

2号ということですので、相当の期間、学校を欠席している場合なのですけれども、中には転校を希望されている、それで実際に転校したというようなケースもございます。

#### ○高橋（し）委員

先ほどあくつ委員のお話もありましたけれども、調査が終了した後がというところの話で、お答えできる範囲でいいのですけれども、不登校だったお子さんがいらっしゃるわけですね。それで、調査を終了した。一定の解決に導く方向が出た。でも、まだなかなか学校には戻れないというような事例も中にはあるのでしょうか。答えられる範囲で結構です。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

一人一人、個別の事案になりますので、不登校が継続している子もいれば、転校された子もいて、転校先で頑張っているお子さんもおりますので、これ以上はお答えを控えさせていただきます。

#### ○高橋（し）委員

なぜそんなことを聞いたかという、調査が終了しました、当該の学校の先生方や現場が、いろいろ調べたり意見を聞いたりして調査をやったのでしょうけれども、それをどう事後の指導に活かしていくのか。活かし方というか、今後のこの後の流れというか、それを現場サイドの状況でご説明いただけるとありがたいのですけれども。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

いじめの重大事態が起こった学校の教員の感覚ですけれども、当該校の管理職ともやり取りしますが、かなり意識が高くなっていると伺っております。いじめについて、適切な認知と早期対応というところを徹底してやっていくという姿が、それぞれの学校で見られているところでございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。学校全体のいじめに対する意識が高まるのはもちろんなのですが、調査が終了した後も当該の児童・生徒や、あるいは、いじめをした側の生徒に対する指導を継続して続けていけないと思うのですが、現場の指導に調査の内容などが活かされているのかということだけ、最後にすみません教えてください。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

調査の結果は学校管理職に私から報告しておりますので、その後の学校運営に十分に活かされているところでございます。

#### ○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

#### ○せらく委員

すみません。少し細かいところになるのですが、資料について教えていただきたいと思います。本日の資料と品川区のホームページのいじめ防止対策の中から、令和6年1月更新、いじめ重大事態の発生についてというページを見てみます。本日の資料と照らし合わせると、令和5年の13番、14番というのと、あと令和4年の3番というのがこちらの表にありまして、全て諮問日が5月30日となっているので、いじめ対策委員会の令和6年5月30日というところの次第を見ると、令和4年の事案番号3番というのが見受けられないところになるのですけれども、これはなぜ載っていないのか、もしくは資料が違っているのかということでは分かりますでしょうか。

### ○丸谷教育総合支援センター長

ホームページは、教育委員会のホームページと、それから総務のほうと、重大事態が発生した際には、ほぼ同時期に更新されるのですが、今の更新内容のそごというか違いについて、改めて確認させていただきたいと思います。

### ○せらく委員

ご確認をお願いいたします。やはりプライバシーの問題などで公表できる部分が少ない分、こういうところが合わないと、しっかり手続が進んでいるのかというところが不安になりましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○山本副委員長

私からも質問させていただきますが、調査結果が出ている案件について、子どもたちや保護者の方々は最終的に、調査の内容について全て納得されているということでしょうか。先ほど、ほかの委員の方からも質問がありましたけれども、様々であって、一定、納得されているというご答弁もありましたけれども、アンケート調査結果にご納得いただいていないような終わり方というのではないかというところもご確認させていただきたいのと、それから重大事態ではないいじめの件数、報告として上がっている件数というのが、今の状況として、足元では、どういう件数かが分かれば教えていただけますか。それで、それがどういう推移になっているのかというのを教えていただけるようでしたら教えていただきたいと思っています。

### ○丸谷教育総合支援センター長

調査結果については、保護者に送らせていただいて、いじめ対策委員会、委員長から説明させていただいております。それぞれ個々に案件も違うので、納得する・しない、それぞれ受け止め方もあると思いますけれども、この場ではちょっと個別の事案になってくるので、差し控えさせていただきます。

いじめの認知件数についてなのですが、令和5年度につきましては、児童が270件、生徒が121件でございました。令和4年度は、児童が93件、生徒が49件ということで、数としては令和5年度に増えているのですが、これは法に基づいた、いじめの認知が、より適切に行われてきた結果だと考えておりまして、いじめがすごく増えたなどということではないと捉えているところでございます。

### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。まず保護者の方々が納得されているかというところですが、それぞれ回答を、個別の事象なので差し控えるということですが、思いとしては、できるだけ丁寧な、保護者の方々にご納得いただけるようにご対応いただきたいというところがございますので、そこはお願いしたいというところです。

重大事態ではないいじめの件数は、法令に基づき対応していて、増えているというところですが、こちらについては、報告を受けてから重大事態に認定するまでの中で、できるだけ重大事態にならないように取り組むことが必要だと思っております。増えているということなのですが、この報告を受けてから重大事態に至らないような取組というのが、今行っていることがあれば教えていただければと思います。

### ○丸谷教育総合支援センター長

いじめの重大事態にならないような取組でございますけれども、我々が今年度から始めている、いじめ予防プログラムが、それを担う形になっていくかと思えます。まずは教員の意識を高めるということが第1にありまして、その次に子どもたちが、いじめについてどう理解し、向き合っていくかといったところを、授業を通して学んで、いじめの予防に努めていく、重大化を防いでいくというふうに考えております。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。少し質問の仕方が分かりにくかったかもしれませんが、最初にいじめとして報告を受けた後に重大化して、重大事態の認定になるのかなと思っておりまして、最初にいじめの報告を受けた後に、報告を受けてからそうならないような取組というのがもしあればというか、特になければ大丈夫なのですが、もしあればコメントをお願いします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今回も報告している重大事態の分類のところで、2号、いわゆる不登校になってしまうケースが多くございます。ですので、いじめを受けたお子さんが不登校にならないように、各学校それぞれ対応はしているのですが、今後より一層、被害者側の立場に立ってケアというものは継続して、早期に学校に復帰できるような取組につなげていきたいと考えております。

1号につきましては、いじめが起こって、もうほぼ認知と同時に重大事態というケースもございますので、なるべくそうならないようにするのがいいのですが、場合によっては、いじめの認知と、重大事態がほぼ同時期に起こるようなケースもございますので、まずはいじめ予防をしっかり行ってこうと考えております。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。そうですね。1号については、発生後すぐに重大事態化するというところで、やむを得ないところはあると思うのですが、不登校に至るところでは、ぜひ被害生徒に寄り添って、重大化しないような取組に、学校側に取り組んでもらえるように努めていただければと思います。そして、予防プログラムに、ぜひ力を入れていただいて、そもそも発生しないようなプログラムづくりに努めていただきたいと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前12時06分休憩

○午後 1時05分再開

#### ○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

---

(5) 夏季休業中のすまいるスクール仕出し弁当実施について

#### ○こんの委員長

それでは次に、(5)夏季休業中のすまいるスクール仕出し弁当実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○藤村子ども育成課長

私からは、夏季休業中のすまいるスクール仕出し弁当実施について報告させていただきます。資料をご覧ください。

まず1番、目的ですが、こちら、すまいるスクールを利用する児童の夏季休業中の昼食の選択肢を増やすことにより、保護者の負担軽減を図るとともに、児童の健全な育成を推進するというものになっております。こちらにつきましては、昨年度の第一日野小学校での試行実施の結果を踏まえて、本年度は、2番にございますが、全すまいるスクールで実施するというものになっております。

また、資料3番をご覧ください。実施日数になりますが、8月中に10日程度ということになりますが、学校閉鎖期間中ということで、お盆の期間を除いた平日、おおむね10日程度実施するような形で考えております。ただし、昨年度、試行実施いたしました、すまいるスクール第一日野につきましては、この学校閉鎖期間中を除く平日の全てということで、17日間実施の予定となっております。

続きまして、4番の実施概要ですが、こちらは保護者が、パソコン、タブレット、スマートフォン等で注文するような形になっております。費用としては1食540円、こちらは保護者にご負担いただく形になりまして、種類としては1種類、毎日日替わりの弁当があるという形になっております。こちらをスマホ・PCから注文する際は、注文サイトにご登録いただいて、保護者のほうでアレルギー等を確認していただいた上で、直接お弁当を注文していただいて、各すまいるスクールで受け取るような形となります。

続きまして5番、保護者への周知というところですが、こちらは6月末、先週末から7月上旬頃ということで、今週、来週にかけて開催する保護者会で、個別にこういった内容でこの日程で実施しますということを保護者の方にご案内します。また、保護者説明会にいらっしゃれない方もいるかと思いますので、そういった方にはメールや紙などという形で別途通知することを想定しております。

また、最後6番、アレルギー対応のところになりますが、こちらの弁当業者のお弁当がアレルギー対応はしておりませんので、弁当業者のホームページに掲載するメニュー表を確認していただいて、保護者のほうでご注文いただきます。こちら、アレルギー対応がないという面に関しましては、保護者会で周知を徹底してまいろうと考えているところです。

また、(2)番にあります、「アレルギー対応研修」の対象を委託事業者の職員に、人数を多く広げて実施していくような形になっております。

### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

### ○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。いよいよ待望の全校実施が夏からスタートするというので、私どもの会派も大分前から、委員長も含めて要望させていただいて、私も、さんざんという言い方はあれですね、かなり理事者側とも何度も議論を交わさせていただいた思い出があります。当時の理事者の方と、夜、1時間以上にわたって、2時間ぐらいでしょうか、激論を交わして、最後、「あくつ委員、そんなに言うんだったら、すまいるスクールで働いてみてくださいよ」と。こんな柔らかい言い方ではなかったです。そういったことも言われました。いや、「骨のある理事者だな」と、私はそのとき逆に感銘を受けましたけれども、その理事者は理事者で、やはりすごく大きな、何というのですか、自分の信念を

持っていらっしゃって、そういう中で信念と信念とのぶつかり合いをこの数年間続けてきて、ようやくここまで来たというところだと思います。

昨年の8月3日、第一日野小学校で試行が始まったその日に、私どもの会派で視察をさせていただきました。そのときには、後で確認させていただきますけれども、すまいるスクールの職員の方、お二人ですか、追加で配置していただいて、かなり厳格な管理をされていました。全てのお弁当に名前入りシールが貼ってあって、お弁当の袋も全て名前を書くと。それは、やはり帰り道にお子さんが捨てたりした場合に、すぐ分かるようにということでしたけれども、まず、こういった、今回の全校実施、37校実施に当たって、今回、すまいるスクールの職員の新たな配置というのはどういう形になったのか教えてください。

#### ○藤村子ども育成課長

今回の仕出し弁当の実施に当たってですけれども、すまいるスクールの職員で、今回委託という形で各校1名、昼食対応の要員の配置を検討しているところでございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。前は2名という形でかなり手厚くやっていて、そしてお弁当に関しては涼しいお部屋で保管する。業者が持ち込んでからお昼の時間まで保管しておられるということでありました。前回のときは、そのときの1日目のメニューはハヤシライス、税込み500円でしたけれども、今回は540円ということになっていますが、業者はどちらの業者に今回は決まったのか教えてください。

#### ○藤村子ども育成課長

今回のお弁当の業者は、玉子屋に決まりました。価格は先ほど申し上げたとおり、540円というところなのですけれども、こちらは子ども用のものということでロット数が少ないというところもありますので、少し高めになっているところになります。

#### ○あくつ委員

分かりました。昨年、第1日目のときを視察させていただいたときは、かなり、お子様用ということで、非常に小さいお弁当で、「これで500円か。割高なんだな」というのが正直な感想でした。ほかの視察した議員に聞いてもそうでしたけれども、今おっしゃったように、ロット数が少ないから割高になってしまうのは、しょうがないのかと思うのですけれども、今回も全校において1人追加で配置されて、どういった部分に配慮して今回スタートされるのかというところ、アレルギーということは今回は対応していませんということですが、そういったところの配慮の部分、追加した職員の方、どういったことをされるのか教えてください。

#### ○藤村子ども育成課長

今回配置する職員の方にやっていただきたいと思っているところですが、まずお弁当の受け取りです。こちらは間違いなく受け取っていただいて、25度以下というか、保管に支障がない場所で保管していただくようまで運んでいただく。なおかつ、注文した児童と間違いがないようにお弁当の配付をしていただく。また、食事中ですけれども、こちらは担当指導員や既存の委託職員も見守りは行うのですけれども、委託職員のほうでも見守りを一緒にやっていただきたいと思っております。お弁当の食材の交換ですとか、そういったところをしっかりと見ていくというところではあります。前回は袋に名前を書いてリュックに入れて持ち帰っていただいて、残飯がリュックの中で出てしまったといった事象もありましたので、今回はリユース容器の中に残した食材というのはそのまま残していただいて、業者に回収していただくところまで委託職員にやっていただこうと思っております。



### ○あくつ委員

ありがとうございました。では次に、実施日数のところだけ確認させてください。今回は8月中に、お盆を除いたというところで、10日程度ということになっております。いわゆる全校実施というイメージで捉えていたのですけれども、昨年、第一日野小学校では10日間やったということなのですから、これは、10日間というのは、どういう意義での10日間なのか。設定した10日間の理由と、これから先はどういったことで、これから広がるのか、日数を増やすということを考えていらっしゃるのか、その考え方を教えてください。

### ○藤村子ども育成課長

まず10日間の理由というところなのですから、昨年度、第一日野小学校で実施した際は、10日間、試行実施させていただいたので、そちらを基準に、昨年度実施していない学校はおおむね10日実施させていただきたいというところでの10日でございます。また、実施日数を増やすかというところなのですから、基本的には増やしていきたいというスタンスであるのですけれども、各学校の実情を見極めつつ、日程は来年度、設定していきたいと考えておるところです。

### ○あくつ委員

ありがとうございます。昨年、第一日野小学校では10日間やったから、今回は17日間、多めに設定されたということで、もう一度だけ確認させてください。今回はいわゆる全校実施ではあるけれども、まだ試行という段階なのかどうかということが1つです。

続いて最後、お聞きします。今回、保護者への周知についてというところで、これは会派でも確認してくれと言われたのですけれども、今言ったような内容で、結構、保護者の間でも、すまいるスクールのお弁当導入について大変喜ばれていらっしゃる。様々なお声を頂いているところなのですが、夏休みの期間、希望すれば全部いけるのではないかと考えているご家庭も結構あるということでもありますので、ここについて間違いがないように、特に第一日野小学校は17日間となっていますけれども、ほかの小学校については10日間というところについては、詳しく丁寧に説明をしていただきたいということを、これは要望として申し上げたいと思うのですけれども、その点についてもご答弁ください。

### ○藤村子ども育成課長

昨年度、試行実施させていただいて、そちらの課題を活かして今回実施するので、本格実施にありながらも、少し試行を含んでいるような形になるのかとは捉えております。

また、保護者への周知というところに関しましては、喜んでいただいているというところでお声は頂いておりますが、やはり全日実施すると思っいらっしゃる方というのもいると思いますので、そちらにつきましては、今回こういった形の日程で実施するということを丁寧に説明して、ご理解いただけるようにしてまいりたいと思っております。

### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○西村委員

ご説明ありがとうございます。ちょうど第一日野小学校のときに、隣にいらっしゃる、せらく委員と共に視察にも行かせていただいております。実際の流れも拝見した中で、この取組は本当に保護者にとって、お弁当を作れる余裕のある日もあれば、ない日もありますし、あくまで選択できるのだという心の余裕につながるという、とても大切な取組だと思っております。

実際に見させていただいた中で、第一日野小学校のような、ランチスペースという名前が正しかった

のか分からないのですけれども、そういった、別途教室ではないところにみんなで移動して食べていた様子がありまして、そういった場所がない学校の運営をどのようにするのかというのを伺いたいのと、あと、申込みの実施概要の部分で、多分タブレットやスマートフォンで、そのまま支払いまで完了できるのだらうと思われるのですが、その点と、保護者が何日前まで申込みをすることが可能なのか伺えればと思います。

#### ○藤村子ども育成課長

ご質問を3点頂いたかと思えます。

まず、ランチルーム等がない学校はどうするかというところでございますが、こちらについては、やはり学校によって、教室の使えるものというのが異なってきたり、それが単純に教室がない、工事による要因のものなどといったところがあるのですけれども、そういった場合は、通常教室をご提供いただくなどといった形で、ランチルームというか特別教室ではなくてもご対応させていただければと思っております。

また、タブレットやスマートフォンで、まず会員登録をしていただいて、その上でご注文いただく形になりますので、タブレット・スマホの段階で全て確定していくというような、完結できるような形にはなっております。

また、いつまでというところですが、一応ベースとしては前日の正午までにご注文いただければというところなのですが、土日祝日を挟む場合は、例えば月曜のご注文の場合は金曜の正午までというような形になっております。

#### ○西村委員

ありがとうございます。通常の教室に、またみんなで移動してというような運用になるのだらうと思います。理解いたしました。

あと、ほかの自治体で実際にもう導入されているようなところのお話を伺うと、大変、アレルギーのこともあるので、慎重にやったださるのだと思うのですけれども、渡し忘れや、あと同姓同名のお子さんがいらしたときに、どのように指導していくのかということも大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○藤村子ども育成課長

同姓同名の方へのお渡しや渡し忘れについてのご心配はあると思ひますので、しっかり対応してまいります。また、すまいるスクールに登録させていただき配付に際しても、特にアレルギーのある方には、しっかり名簿など把握できるようにしておきたいと思ひしております。そういった間違いがないように実施してまいりたいと思ひます。

#### ○西村委員

すみません。アレルギーに関しては、28品目を記載しているということも、やはり申込みの完結まで保護者がやりますので、すまいるスクールでも見ていただけるとは思ひますが、やはり保護者の方がよりしっかりと、ご自分のお子さんが口にするものを、もう必ず見ていただくということを、しっかりと伝えていただくことが大事かと、今、聞いていて思ひましたので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

#### ○こんの委員長

ほかにご存じますでしょうか。

#### ○田中委員

今回のいわゆる、サービスを受けるというか、仕出し弁当を受け取れるのは、すまいるスクールを利用する児童の方が対象かという確認です。先ほど言った会員登録というのは、すまいるスクールを利用している児童に限られているということでしょうか。

**○藤村子ども育成課長**

今回、仕出し弁当のサービスを受けられるのは、すまいるスクールの利用のご登録いただいているという前提がまずございます。したがって、お弁当の注文サイトの登録になるのですけれども、そちらについても、すまいるスクール登録者だけにご案内する形になりますので、それ以外のご対応はしていないということです。

**○田中委員**

すまいるスクールを利用する児童というのは、年間を通じて放課後の保育を受けている子どもで、その中で夏休みにおいて希望者は仕出し弁当を受けられるということなのだろうと思いますが、いろいろ昨日も、お米支援プロジェクト等でも出ているように、夏休み期間中の子どもの食事の場を確保するという意味でいうと、通常はすまいるスクールには通っていないけれども、夏休みだけに限っては仕出し弁当のサービスを受けたいというご家庭も恐らくいらっしゃるのだろうと思うのですが、そういう方に対してまで枠を広げるといってお考えはあるのでしょうか。

**○藤村子ども育成課長**

すまいるスクールのご登録をされている方以外にも仕出し弁当をというようなお話かと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、すまいるスクールに登録していただく際に、アレルギーの有無の確認など、ある程度、何か事故が起こらないようにとか、この子どもはこういう子どもだということを知った上でご登録させていただいているところがございますので、夏休みに限ってご登録いただいて使うという観点では、今、考えてはいないです。

**○田中委員**

昨日の質疑にあったお米支援プロジェクトが始まるように、いわゆる夏休み期間中、給食がないご家庭で、子どもで、なかなか食が、身近なところで得ることができないという状況が、だんだん広がっているように受け止めておりまして、そういうことがあるからこそ、お米も配ろうという発想にもなったのだろうと思いますが、また、ではそういう状況にあるので、まだ今回は試行の段階から一歩前進した段階だと思われまして、すぐにまた新たに枠を広げるといのは、なかなか難しいことなのだろうと思いますが、やはり今日的な状況を踏まえると、ここにも大きな需要があると見込めますので、これはぜひ、すまいるスクールに登録していない子どもも、希望するご家庭であれば、アレルギー対策はしっかり講じた上で提供していただけるような体制を、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいという要望をさせていただきます。

**○こんの委員長**

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

**○あくつ委員**

最後のアレルギー対応のところについて、つい先日も私もやはり誤飲というか、給食を食べてはいけない、ビワの件もありましたけれども、ビワを食べてしまった、ビワによって花粉症の子が、いわゆるアナフィラキシーまでいかないまでもアレルギーを起こしたという、あとはエピペンまでいってしまったという事例も最近拝見したのですが、すまいるスクールにおいて、もしそういった誤飲事故等が起き

た場合に、すまいるスクールの職員の方は、アレルギー対応、エピペン対応、適切な病院、医療機関への通報などといったことが、救命措置ということに対しては、どれぐらい研修というか、そういったことを行っておられるのか、念のため確認させてください。

#### ○藤村子ども育成課長

アレルギーに対する対応というところかと思います。

アレルギー研修については毎年必ず実施しております、こちらについては職場単位というか、すまいるスクール単位での研修というのがありますし、あと、全員集まって、外部の講師をお呼びして、このタイミングでエピペンの使い方を学ぶなどといった研修も実施しております。そちらの研修につきまして、今年度より委託の人数制限というのを撤廃して、委託の職員も全職員参加できるようになっております。ただ、現場の対応等ありますので、実際、現場には研修に出られないような委託職員もおりますので、そういった職員に対しては、後々、DVDでの研修などといったものを取り入れまして、しっかり全員がエピペンの対応というところではできるようという形でしております。また、緊急時の対応についてはチェックリストのようなものを作っております、緊急時の際には、それぞれの役割や、あと、このタイミングでエピペンを使うべきだというようなものもございますので、そちらをもって対応していこうと考えております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。資料にも書いてありますけれども、委託事業者も研修をしっかりと行うということで、今ご答弁がありました、エピペンも含んでいるということですが、注文する契約は、児童の家族と事業者ということで、学校側に今回は法的責任というのはないのかもしれないのですが、やはり万が一があっては絶対にいけない。玉子屋のお弁当は日替わりだということですから、その中にアレルギーの表示。玉子屋も、歴史、伝統、数十年という歴史があるお弁当屋ですから、そこについては、アレルギー表示というのはしっかりされていると思うのですが、万が一、アナフィラキシーショック等起きた場合に、ぜひそこは、頼れる大人というのは、すまいるスクールの職員の皆さんしかいないわけですから、そこについてはくれぐれも、しつこいようですが、念には念を入れて研修をお願いいたします。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

#### ○山本副委員長

私からも何点か質問させてください。こちらの取組について、前年の1か所から、今回は37校で実施するというので、かなり大変な調整・準備があったと思うのですが、これまでの答弁にも、質問がありましたけれども、37か所全てで、運用方法や食べる場所、保管場所など、中には課題となるところもあったかと思うのですが、そういうものが解決して安全に実施できるような準備が整っていることでよいのでしょうか。これは念のための確認になります。

それから、仕出し弁当を食べる子どもたちと、あと自宅から持ってくるお弁当を食べる子どもたちと、それぞれいると思うのですが、食べるのを、過去の質疑では分けるというお話もあったのを確認したのですが、今回は37か所全て、どのようにする考えなのかというのを教えてください。

それから、お弁当が1食540円で、玉子屋ということなのですが、子ども用に特別に作られたものなのか、大人の皆さんに販売されているものと同じものになるのか、教えてください。玉子屋

のホームページを見ると、日替わり弁当ということで弁当の内容が載っていきまして、アレルギーなどの成分等、載っているのですけれども、これと同じものなのか、特別なものなのかというのを教えていただければと思います。

それから最後に、注文数をどれぐらい想定しているのかというのが、もしあれば教えていただきたいです。事前に聞き取り調査などしていたり、または想定される人数で、ある程度、各学校での発注数などが把握されている、もしくはそういう根拠があるというのがあれば教えてください。

#### ○藤村子ども育成課長

まず質問を4点頂きましたが、37校の食べる場所や保管場所ですが、従来の課題がクリアできているかというところなのですけれども、おのおの担当指導員がおりますので、学校と調整していただいて、そういった場を準備していただいているということで、実施に至る環境については問題ないかというところになっております。

また、自宅からお弁当を持ってこられたお子さんと、仕出し弁当の方を分けるかというところなのですけれども、こちらもできる限り一緒に食べていただきたいと思っているところなのですが、おのおの学校によって子どもの数が多かったり、誤食というか、お友達同士で交換してしまったりということも考えられますので、そういったリスクがないようであれば、一緒に召し上がっていただく形でも問題ないかと思えます。また、スペースの問題もありますので、当然スペースがなければ分けるというような選択肢はなくなってくるということですので、学校によって対応が変わってくる可能性があるかというところでございます。

また、お弁当については、子ども用に作られたもので、別メニューと聞いておまして、例えばご飯の量が140グラムという、大人よりも半分ぐらいの量になっていると聞いております。

あと、また注文数の想定なのですけれども、他自治体を参考にして、大体1割から2割の方がご注文いただくのではないかと考えております。そうすると、1,000から2,000ぐらいの注文があるかと想定しているところです。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。

まず準備状況について、37か所全て確認していただいているということで、これは管理が大変だったと思うのですけれども、ありがとうございました。

そして、食べる場所なのですけれども、学校によってそれぞれだということなのですが、子どもたちが一緒に食べられることで楽しい昼の時間が過ごせるということで、いいと思う一方で、やはり先ほどの答弁にもありましたけれども、子どもたちであげたりすることで間違えて食べてしまうというリスクが少し出てきてしまうというところもありますので、そういったところはしっかりと見守って、そういった誤食がないように努めていただきたいと思えました。

それから、メニューのところは子ども用に考えられているということでよかったです。

あと、注文数についても理解いたしました。これは、やはり保護者の方々の負担軽減の選択ができるというのは、すごく前向きな取組だと思いますので、安全に注文できるように進めていただきたいと考えております。

#### ○こんの委員長

ほかにごありますか。よろしいですか。

ほかはないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 所管事務調査について

### 〇こんの委員長

次に、予定表2の所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。委員の皆様より頂きましたご意見、ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の文教委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、「児童・生徒の学校生活のサポート体制について」、「困難を抱える子育て世帯への支援について」、および、「区立児童相談所について」の3件とさせていただきたいと思っております。

内容といたしましては、まだ大まかではございますが、「児童・生徒の学校生活のサポート体制について」では、1つは教職員の働き方改革、教職員不足の現状と課題、1つは不登校支援、また学校支援チームHEARTSにおけるスクールソーシャルワーカーの役割などです。「困難を抱える子育て世帯への支援について」では、子どもの貧困、ヤングケアラー等の現状と課題、子どもの未来応援プロジェクト（子ども食堂や若者フリースペースなど）、こうしたものを考えております。また、「区立児童相談所について」では、設置目的、人員体制、事業進捗等の概要、一時保護所や子ども家庭支援センターとの連携・役割分担などです。それぞれ調査・研究を進め、意見交換を行っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げるということではできませんでしたが、このような形でご了承いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### 〇こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、議案や報告事項等の案件との関係も含め、時期を見ながら計画的に調査・研究していく考えでありますので、よろしく願いいたします。

また、理事者におかれましても、いろいろな資料の準備をお願いすることになろうと思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 3 行政視察について

### 〇こんの委員長

次に、予定表3の行政視察について、議題に供します。

行政視察の調査項目・視察先の希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。期日までに委員の皆様より頂きましたご意見・ご要望を踏まえ、調査項目等、視察の内容について正副で検討させていただきました。

まず、視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後、10月28日月曜日から11月1日金曜日のうちの2泊3日になろうかと思っております。ただいま申し上げた日程での実施について、ご意見やご都合の悪い日などがある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

では次に、調査項目と視察の内容についてです。こちらについては、次回の委員会で、日程や調査項目等の正副案をお示ししたいと考えておりますが、現時点では、頂いた意見を参考に、①「きょうと子育て応援パスポート」をテーマに、京都府京都市。2点目に、「全国最大規模の学びの多様化学校（不登校特例校）」、「教員の働き方改革」をテーマに、大阪府大阪市など、関西地方・中国地方を候補として考えております。現時点での候補を踏まえて、視察項目や視察先についてご意見等がございましたらご発言願います。何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、再度、正副で検討させていただきまして、次回の委員会で改めて日程と調査項目等の案をお示しさせていただきたいと思っております。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月9日火曜日までに、事務局まで書面でご提出をお願いしたいと思います。

以上で本件を終了いたします。

---

#### 4 その他

##### (1) 所管質問について

##### ○この委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、せらく委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、吉田議員の一般質問の「学校教育の現場における不適切指導と、教員のメンタルケアと業務負担軽減について」の中から、「いじめアンケート調査について」でございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

それでは、せらく委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

##### ○せらく委員

内容は昨日お伝えさせていただいたものとは変わりないのですが、不適切指導に対するアンケート調査の、現在、紙のアンケートをやっているのと併せまして、電話、メール、オンラインでやっているということをご答弁でも聞きました。こちらに関して、本年度行われている、いじめDアンケートのように、生徒1人に1台配られているタブレット端末から回答することが利用できないかと思ったのですが、今後いかがでしょうかという点が1つです。

次に、先日、岩手県でのいじめアンケートのニュースでは、不適切な指導をいじめアンケートから指摘したということで、そういうところから不適切指導が発覚するということも考えられそうだと思います。現在の、いじめDアンケートの回答をするときの学級の環境を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

##### ○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめDアンケートについてですが、このアンケートは、児童・生徒がいじめの被害に遭ったかどうか、またいじめを目撃したかどうかについてのアンケートとなっております。自由記述欄というものを設けておりません。もともと、いじめDアンケートは我々の委託先が持っているシステムをそのまま使っておりますので、教員による不適切指導を記述できるようなアンケートではござい

せんというのが1点目です。

それから、いじめDアンケートの実施状況ですけれども、各担任が調査の内容を読み上げながら、子どもたちが1人1台端末を用いて、一つ一つタップしながら答えていくといった内容のアンケートになってございます。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。例として、端末からアンケート回答ができるDアンケートを例えとして挙げさせていただいたのですけれども、今、教育現場では、ほかのアンケート回答ツール、グーグル等、マイクロソフトのフォームも使っているかと思えますので、紙ですと、回答を集計するのにも手間がかかってしまうというところも考えられます。1人1台タブレットを有効活用していただけないかというところなのですけれども、そもそも東京都からの不適切指導のアンケート調査というのは、東京都からの依頼で来ているのでしょうか。確認させてください。

#### ○中谷指導課長

本会議で答弁させていただいた体罰等の調査につきましては、東京都教育委員会が行っている調査となっております。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。そうすると、区で例えば項目を追加するといったことや、回答の手法を例えばタブレットのフォームからというような変更というのは、許容範囲と考えられそうでしょうか。

#### ○中谷指導課長

本会議でも答弁させていただいておりますとおり、郵便とお電話、メール、そしてオンラインがございまして、オンラインにつきましては、2次元コードを取って、回答フォームに記入するという形になっておりまして、項目自体は東京都教育委員会が定めているものなので、こちらに関しては修正や追加ということはできないのですが、ご指摘いただいているようなタブレットを使った回答方法もできるということをお伝えさせていただきます。

#### ○せらく委員

一般質問のお答えから重なってしまって申し訳ございません。確認いたしました。

紙でのアンケート回答というのは教室で行っているものだと思いますが、ほかの手法、電話やメールやオンラインという部分は、何かお知らせを配布して、「ご自宅などでも回答していいですよ」というような案内をされているのでしょうか。

#### ○中谷指導課長

今お話しいただいた紙も含めて、今は教室ではなくて、お子さんご自身が好きなところ、選んだところで書くことができ、また電話やメールやオンラインでの回答につきましても、ご家庭で出すということができるようになっております。

#### ○せらく委員

いろいろありがとうございます。理解できました。

そうすると、一般質問の中であった、ほかの教員が紙のアンケート回収をしているという部分は、お持ち帰りいただいて書いたものを回収しているという認識をしております。それで間違いはないでしょうか。

#### ○中谷指導課長

答弁させていただいたことの、少し繰り返しになるかもしれませんが、令和4年度につきましては、



質問紙による回収を学級担任以外が実施いたしました。そして、令和5年度から今に至るところでは、先ほど申し上げた、郵送、電話、メール、オンラインでの回答ができるようになってきているというところになっております。

補足させていただきます。令和5年度から、先ほど申し上げた複数の方法により、教室での回答希望があった場合は担任以外の方が対応させていただいております。

#### ○せらく委員

ご丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。アンケートについては、しっかり子どもたちが自分の考えの中で回答できるような環境であるということが確認できました。ご回答いただきましてありがとうございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○山本副委員長

関連して、追加で私からも質問させてください。

先ほどの話にあった、郵便と電話とオンラインでも回答できるというところで、これは、回答したものはどこの方が受け取られるかというところを確認させてください。

#### ○中谷指導課長

東京都教育委員会でございます。

#### ○山本副委員長

ありがとうございます。

あと、1つ、これについてのお考えをお聞きしたいのですけれども、この不適切指導について、保護者の方としては、例えば中学生の場合、高校受験の内申に影響してしまうのではないかなというように、なかなか言い出せないというような現状があるかもしれないと考えるのですけれども、そういったことはお思いでしょうか。どうでしょうか。

#### ○中谷指導課長

今お話しいただいたようなこととは関連はしていない調査だと考えておりますので、そのようにご承知おきいただければと思います。

#### ○山本副委員長

分かりました。結構です。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかになければ、以上で所管質問を終了いたします。

---

#### (2) 議会閉会中継続審査調査事項について

#### ○こんの委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、これまで紙でお配りしていましたが、今回より電子データでの配付となっておりますので、ご案内いたします。

それでは、配付の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。電子で確認していただいて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

---

(3) 委員長報告について

**○こんの委員長**

次に、(3)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○こんの委員長**

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(4) その他

**○こんの委員長**

次に、(4)その他で何かございますでしょうか。

**○高橋（し）委員**

2つ質問したいことがありまして、少し前に新聞報道で、ほかの自治体で生徒の個人情報が出し、それを記者会見したのですけれども、その後、いわゆるネットに上がっているということがあって、それについて教育委員会で、いろいろこうだということを行ったというのですが、品川区でも区立学校で生徒の個人情報が出たということの説明が、数か月前に委員の皆さんにもあったと思います。現時点で分かることはこうだというご説明を頂きました。その後については、またというふうなご説明だったのです。その後、私は前期も文教委員会だったのですけれども、文教委員会で報告をしていただかなかった。さらに、保護者会を開いていろいろお話をします。その対応はもう、しっかりしたはずだと思っています。その公表について、ホームページでも公表されていないということで、2つお聞きしたいのは、1つは、そのときに、流出したけれども、その先のいわゆる媒体には行っていなかったという、そこを防いだというお話がありましたけれども、その点は現時点でもその状況かということ。もう一つは、そのことについて、保護者会も開いていますし、公になっているのですけれども、それについて文教委員会でも報告しないのと、あとホームページでもそういうことがあったというのを報告しなかった理由をお聞きします。

**○丸谷教育総合支援センター長**

事案発生時に各会派を回らせていただいて、報告は差し上げたところです。

公表するか非公表にするかということですが、区が定めている方針がございますので、それに基づいて今回は公表しないと判断したものでございます。

**○高橋（し）委員**

その方針というのはどういう方針かということで、公表しないということを決めた最終的な責任といたしますか、そちらはどちらの方になるのでしょうか。

**○米田教育次長**

一般論として申し上げますけれども、区の中においてのいわゆる公表等に関する一定の基準等がございますので、それに照らして公表するかしないか、各所属等で決めたものについて、公表を担当する部門とも協議の上、判断を行っているものでございますので、区としての決定ということでお受け止めいただければと思います。

なお、案件内容に応じて、発表できないような内容もございますので、その辺りにつきましては、私もいろいろ子どもたちの状況に応じて様々な対応を行っているということについてのご理解を頂ければと思います。

#### ○高橋（し）委員

個人情報の問題で、様々な問題が絡んでいると思うのですが、今お話があったような形の公表の方針に照らし合わせてということ、それが区に存在して、それできないということなので、文教委員会等でお話をさせていただければよかったですと思います。というので、この件はでいいです。

もう一つは、これはもう、公表に関する基準にもとづいて公表することになったと思うのですが、区内の学校で移動の際に、卒業証書授与台帳が廃棄されたということなのですが、こちらはホームページに公表されているのですが、それについて幾つかお尋ねしたいのですが、廃棄するときに、もちろん教育委員会からも指導があり、現場にいろいろな話がされていると思うのですが、今から十数年前に、区内のある区立学校で指導要録が紛失したことがありました。そのときには区内の全校に、二度とこういうことがないようにと、教育委員会から指導があったと伺っています。それが今回、このような事態を引き起こしてしまったわけですが、それについての原因と、それまでのマニュアルといいますか、こういうときはこういうことをするのだというマニュアルについて徹底されていなかったのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

#### ○中谷指導課長

まず、浜川小学校の卒業証書授与台帳の紛失につきましては、報道のとおりでございます。

その際に、まず引越し業者と学校との連携の中で、廃棄するものをどのように移動させ、いつ持ち帰っていただくかというようなマニュアルがございました。そのマニュアルの中には、例えば廃棄する対象のものにシールを貼る、もしくは持っていくときに、当然なのですが、金庫であれば、鍵が閉まっている場合には鍵を開けて、中を必ず確認をするというようなことが示されておりました。しかしながら、それが、教職員の中では分かっていたはずなのに、できなかったというところになりまして、そこが今回の一番の反省点であるというところを認識しております。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。ということで、今、鍵を開ける云々とありましたけれども、廃棄するときに、管理職の先生が立ち会うというルールの下でやられたのでしょうか。あるいは、そうでなければ、教育委員会事務局の方が立ち会って、そういう廃棄が行われたのでしょうか。

#### ○柏木学務課長

備品の廃棄等につきましては、学校のものについては学校で立ち会っていただくというのが基本でございますが、今回、移転に絡む廃棄については、学務課の担当者も立会いはしてございます。

#### ○高橋（し）委員

では、管理職の方と教育委員会事務局の学務課の方が立ち会っているということですね。それで、様々ないろいろなヒューマンエラーというか、それが重なってこういうことになったわけですが、今日も説明がありましたけれども、今後改築がたくさんあるので、その際にこのようなことが起きないように徹底していただければと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにその他でございますでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

午前中の区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況および調査結果についての資料の日付のところでございます。ホームページとの違いがあるということで、せらく委員よりご指摘いただいた件でございます。

まず、発生のほうの令和4年度の3番の事案で、諮問日が令和6年5月の日付になっているところですが、こちらは誤りではなくて、令和4年7月に学校で認定したいじめの重大事態ですけれども、今後、いじめ対策委員会で調査していくということで、諮問日が令和6年5月の日付になっております。

それから2ページ目の令和5年度の調査結果のところ、事案番号で申し上げますと1番と4番の答申日に誤りがございました。本日お配りした、文教委員会の資料が正しい日付でございまして、ホームページのほうが悪かったですので、このお昼の間に修正させていただいております。

今後は区民の皆様には正しい情報を伝えられるように、チェック体制もしっかりしながら進めたいと考えております。

#### ○こんの委員長

このほかありますでしょうか。

#### ○せらく委員

ご確認いただきまして、ありがとうございます。

まず1ページ目の、令和4年度の事案番号3番について、諮問日が令和6年5月30日で間違いのないということで確認いたしました。

そうすると、品川区いじめ対策委員会の令和6年度の5月30日が第5回になると思うのですがけれども、こちらの次第を見る限り、令和4年事案番号3というのが書かれていなかったもので、こちらはいかがでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

そちらの次第に記載がないということですが、5月30日の品川区いじめ対策委員会で諮問を行わせていただいておりますので、そこも含めて、中の資料を確認したいと思います。ありがとうございます。

#### ○せらく委員

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

#### ○こんの委員長

そのほかで何かございますでしょうか。

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時05分閉会